

高山市歴史文化基本構想

文化財保存活用計画



高山市



高山市歴史文化基本構想・保存活用計画 目次

第1章 策定の経緯と目標

- 1 策定の経緯
- 2 基本理念
- 3 基本方針
- 4 計画期間
- 5 歴史文化基本構想の位置付け

第2章 高山市の概要

- 1 位置、地勢
- 2 歴史・文化的特性

第3章 保存活用の現状

- 1 指定文化財の現状
- 2 文化財の周辺環境の現状
- 3 文化財保存活用の課題

第4章 保存活用の方針

- 1 文化財の調査に関すること
- 2 文化財の適切な保存管理に関すること
- 3 文化財の修理に関すること
- 4 適切な文化財の保存環境を整える施設に関すること
- 5 文化財の周辺環境の保全に関すること
- 6 文化財の防災体制に関すること
- 7 文化財の活用、普及啓発に関すること

第5章 新たな保存活用の考え方

- 1 関連文化財群の考え方
- 2 関連文化財群の概要

第6章 関連文化財群による保存活用計画

- 1 関連文化財群と保存活用区域の関係
- 2 保存活用計画における基本的な考え方
- 3 保存活用計画における段階的な取り組み
- 4 保存活用区域

第1章 策定の経緯と目標

1 策定の経緯

高山市は、平成17年2月の近隣9町村との合併を契機に、2177.67km²という日本一広い面積を持つ市になると同時に、国・県・市合わせて900件を超える指定文化財を有することとなり、豊かな歴史・文化の広がりを見せています。一方、かつての旧町村地域における文化財の指定の基準は異なっており、指定内容の偏在も見られます。また、これらの各地域での価値付けに加え、高山市全体での文化財の再評価が必要となってきました。さらには、再評価をする中で、これまで認識されていなかった未指定の文化財を含めた新しい地域資源としての文化財のあり方が必要になっています。

これらの取り組みを検討する中で、平成19年10月の国の文化審議会文化財分科会企画調査会において、文化財を総合的に把握し保存活用を図るための「歴史文化基本構想」が提唱されました。平成20年度よりモデル事業として全国20自治体が選ばれ、歴史文化基本構想及び保存活用計画を策定することとなり、高山市では前述の課題についての取り組みとしてこの事業に応募し採択されました。

高山市では、市街地の景観保全に関する条例制定や、平成18年には景観法にもとづく景観計画を策定してきました。また、平成20年5月には文化庁・国土交通省・農林水産省の共管法として「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）が制定され、「歴史・文化」をまちづくりの要素として取り組むため、同法による「高山市歴史的風致維持向上計画」を策定し平成21年1月に全国初となる認定を受け、重点地域の「城下町高山」を中心に歴史を活かしたまちづくりの取り組みを実施しています。

これらの取り組みが進み、まちづくりの核の一つとして「歴史・文化」をとらえ、文化財を地域資源として活用する考え方が市政全体に波及する中で、文化財の持つ歴史的な価値を損なうことなく、「何を守り、何を活かしていくのか」を市民全体が認識しなければなりません。市では、今後50年、100年先にも継承される文化財の保存活用のあり方を検証し、各分野で展開される文化財を活用した施策に対する基本的な方針を定める必要性があります。そのため、文化財の総合的な保存活用の方針として「高山市歴史文化基本構想・保存活用計画」を定めることとしました。

2 基本理念

こどもたちが誇りを持って語ることができるふるさと「飛騨高山」

文化財は、長い歴史の中で生まれ育まれてきた地域の貴重な財産であり、そこに住む人々に精神的な豊かさや誇りを与えるものである。と同時に、今日、私たちが見ている有形・無形の文化財は、時代の変遷の中でその時々の人たちが、守り伝える価値を見だし、時代に合わせた形で守ってきたものであることも事実である。

これから文化財の保存活用を推進するためには、まず現在の私たちが、文化財を継承していく価値を見だし、次の世代を担う子どもたちが、誇りを持って語ることのできる文化を残していくことが必要となっている。



小学校での文化財保存活用の取り組み



高山祭

※ 本構想でいう「文化財」は国・県・市指定文化財及び地域において大切に継承されてきた有形・無形の歴史・文化などの総称とする。

なお、国・県・市指定文化財については「指定文化財」と表記する。

3 基本方針

「継承」・「つながり」をキーワードに、豊かな歴史・文化を考える。

(1) 現代の生活に継承されている歴史・文化

①時代を超えた継承

高山市における文化財の価値は、歴史的価値だけでなく、歴史・文化が現代にも自然な形で受け継がれている点にある。したがって、文化財を現状で保存するだけでなく、次の世代に継承されるように、学校等の教育機関や地域での取り組みを進め、人材育成や伝統産業・伝統技術の保全など技術の継承を支援するとともに、市民が地域の歴史・文化に対する「思い」を持ち続けられる環境の維持向上を目指す。

②時代に合わせた自然な変化への対応

文化財が、時代に合わせ少しずつ変化してきたことを理解し、その中で守られ続けてきた「文化財の価値」や「関わってきた人の思い」を継承する必要がある。そのうえで、少子高齢化など継承が困難になりつつある環境の中で、市民が誇りを持ち、経済的に自立し、歴史・文化を継承しながら住み続けることができるまちづくりを進める。



伝統的建造物群保存地区での七夕飾り



盆踊りの継承への取り組み

(2) 様々な要素でつながる地域

①地域の中でのつながり

高山祭の屋台は地域コミュニティである「屋台組」により維持され、町並の意匠や祭料理の伝統的な食文化など「祭」に代表される文化財の価値は、その背後にある地域コミュニティ、伝統的な社会システム、歴史的な空間形成などとともにある。したがって、一体として存在している有形・無形の関連する文化財や周辺の自然環境などを総合的に評価し、個々の価値だけでなく関連する群としての保存活用を進める。

②市域全体の広域的なつながり

飛騨地域の歴史は、古代から整備されてきた街道を軸にして、地域のがつながりが文化の混交など各地域の文化形成に大きな役割を果たしてきた。

市域全体での文化財の再評価を行うことで、文化財に新たな価値と地域連携の要素としての価値観を見い出し、保存活用を図るため、歴史街道を通じた各地域のつながりを検証し、まちづくりに活かす。



祭礼芸能と行う場所とを一体的に評価する



歴史街道をつないで地域をつなぐ

4 計画期間

平成22年度からの計画とし、特に終期を定めない。ただし、上位計画である高山市総合計画、高山市教育振興基本計画の見直しを行う年度（平成22年度から5年ごと）などについては、これらの変更に伴い修正を行う。

5 歴史文化基本構想の位置付け

(1) 関連する計画

この構想は高山市第七次総合計画を上位計画とし、加えて高山市教育振興基本計画にもとづく文化財保存活用の今後の有り方に関する基本方針と位置付ける。

関連する計画に対しては、「歴史・文化」が高山市のまちづくりや地域振興の基礎を支えてきた実績と、歴史的風致の維持向上を図り「文化財を活用したまちづくり」を推進するという総合計画の方針を踏まえて、諸計画の方針策定や施策形成に際し、歴史・文化の保存活用についての方向性を示すものとする。

①上位計画

i 高山市第七次総合計画（後期計画 平成22～26年度）

高山市の市政運営における総合的な方針を定める。

- ・基本理念 住みよいまちは、行きよいまち

豊かな自然環境と長い歴史に培われてきた伝統を活かしながら、誰もが住みやすく、住みたくなるような落ち着いた定住環境と多くの人が集い、ふれあえるようなにぎわいのある交流環境の整備を進める。

ii 高山市教育振興基本計画（予定）

高山市第七次総合計画にもとづき、教育分野の基本的な方針を定める。

②関連する計画

i 伝統的建造物群保存地区保存計画、防災計画

三町、下二之町大新町の伝統的建造物群保存地区の保存並びに防災の指針

ii 高山市歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくり法にもとづく「歴史的風致」の維持向上に対する方針及び重点区域における整備等

iii 高山市景観計画

景観法にもとづく、景観保全に関する基本的な方針や規制内容等

iv 高山市都市基本計画

都市計画法第18条の2にもとづく高山市の都市計画、土地利用、都市施設整備に関する基本的な方針

v 高山市中心市街地活性化計画（予定）

市街地における、居住促進や商業振興など地域活性化に関する事項

vi 高山市地域振興計画（予定）

周辺の農山村地域における地域振興策に関する事項

(2) 他計画との本計画の関連

①総合計画、教育振興基本計画との関連

平成22年度から5年間の第七次総合計画（後期）では、目標分野を「やさしさ」「すみよさ」「にぎわい」「ゆたかさ」の4分類し、文化財分野に関しては「ゆたかさ」を推進するものと位置付けている。

計画では、文化財に関して前期計画での「保存継承」「教育普及」に加え、「文化財を活用したまちづくり」が基本目標に位置付けられ、本構想はその実現のための方針を定めるものとして位置付けられている。

また、教育振興基本計画（策定予定）は、総合計画の教育分野での基本的な方針を定め、学校教育や生涯学習などの教育分野と本計画の連携した位置付けを図るものとしている。

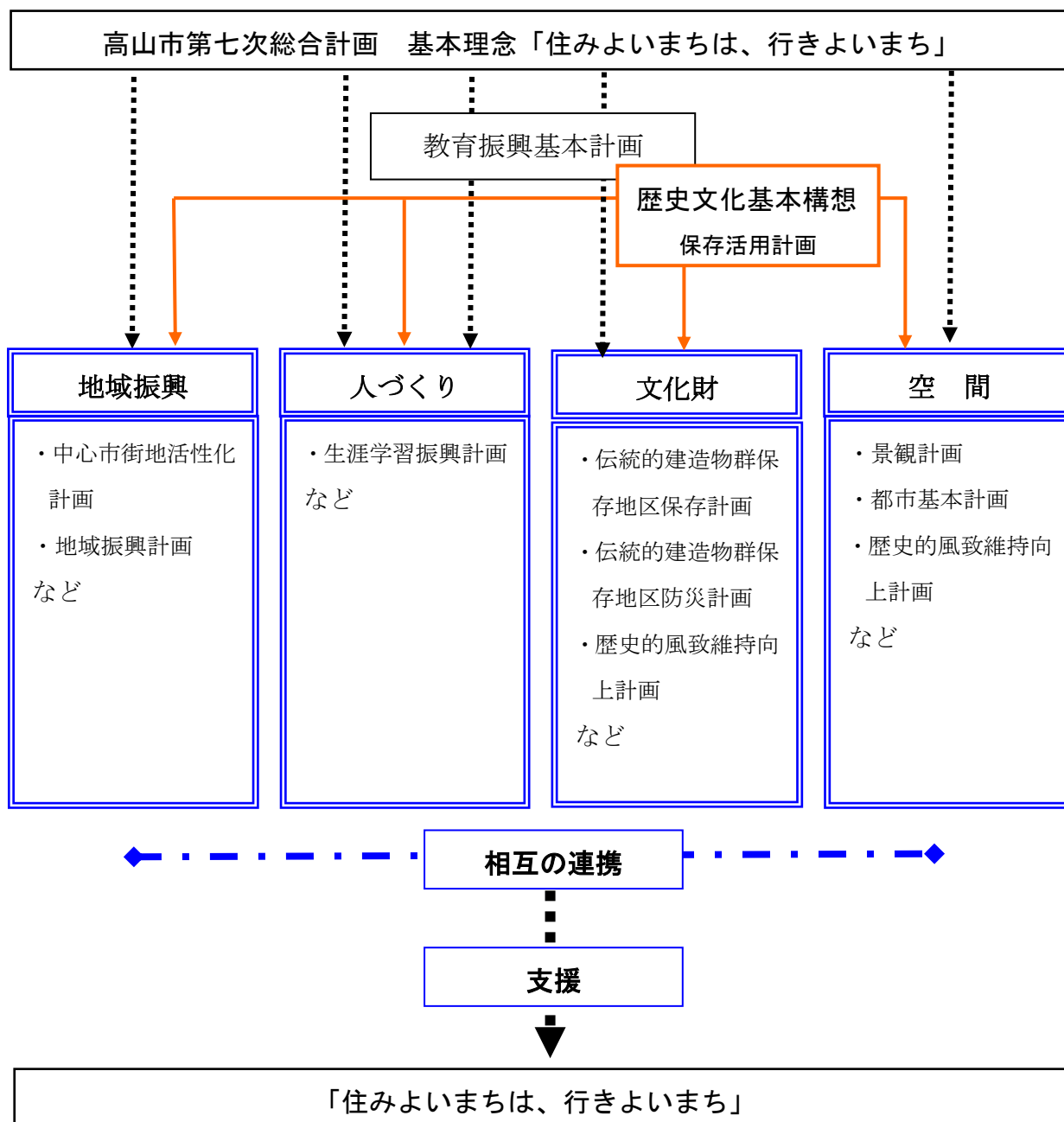
②景観計画等空間計画との関連

高山市における高山市都市基本計画、景観計画など都市空間の形成に関する計画の基本要素の1つが歴史的空間における景観の保全形成であり、伝統的建造物群保存地区を中心とする城下町高山区域の高度規制や歴史的景観の景観重点区域への指定など、市域全体における空間形成の基準の大きな要素となっている。このことから、本構想を市の空間計画における歴史的分野での指針と位置付け、計画の策定変更に関して影響を与えるものとする。

③歴史的風致維持向上計画等文化財計画との連携

歴史・文化を活かしたまちづくりの実施計画である「高山市歴史的風致維持向上計画」や「伝統的建造物群保存地区保存計画」などは、本計画の実施部分を担う。また、今後本構想の実現のために必要な調査研究を行い、農山村における歴史的空間の保存活用のための実施計画など、必要な計画を策定していく。

(3) 関係図



高山市第七次総合計画（後期）抜粋

「ゆたかさ」のあるまちをめざして

文化

基本目標

郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝えるため、文化財などの保存・継承や世界文化遺産登録への取り組み、歴史・文化を活用したまちづくり、講演会や展示会の開催など歴史や文化に親しみ理解する機会の充実に努めます。

現状と課題

本市は、900件以上の指定文化財、三町伝統的建造物群保存地区、下二之町大新町伝統的建造物群保存地区という2つの国の重要伝統的建造物群保存地区を有しているほか、「高山祭の屋台行事」がユネスコの無形文化遺産の候補となっています。文化財の維持管理には多くの費用と手間がかかり、経済情勢の悪化や高齢化などにより所有者による保存が困難になる例が増えていますが、先人たちの英知と努力により築かれ受け継がれてきた伝統文化は、市民一人ひとりの貴重な財産であるという認識のもと次の世代へ継承することが大切です。

このため、地域に埋もれている貴重な文化遺産や歴史ある地域資源の調査などを行うとともに、文化財所有者や市民との協働による文化財の保存・活用など、郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝える取り組みがもとめられています。

また、文化を享受しあらたな文化を創造する主体は市民であるという基本に立ち、市民がさまざまな文化にふれたり、主体的な文化・芸術活動が行える環境をつくるなど、あらたな文化の創造と振興を図る取り組みがもとめられています。

施策の体系

(1) 郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝える

- ① 文化財などの保存・継承
- ② 歴史・文化を活用したまちづくり
- ③ 親しみ理解する機会の充実

施策の概要

(1) 郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝える

① 文化財などの保存・継承

- ・地域の大切な財産である国宝や国・県・市指定文化財など歴史的に価値ある建造物、遺跡、伝承芸能、歴史資料などの保存・活用を行います。
- ・重要伝統的建造物群保存地区における修理修景や防災対策を行うとともに、その周辺地区も含めて歴史的町並みの再生をすすめます。
- ・地域に埋もれている貴重な文化遺産や歴史ある地域資源の調査・再発見を行います。
- ・伝統文化、伝承芸能、伝統行事、伝統の技や味などについて、継承できる後継者の育成や映像での記録を行います。
- ・地域の歴史を守り伝える活動や技術の継承を行う人材の育成により文化財の保存・活用をすすめます。
- ・文化財指定建造物や伝統的建造物群保存地区における建造物の耐震化・バリアフリー化・建築規制緩和に向けた調査を行います。
- ・市や地域の歴史について記した刊行物の編纂を行います。

② 歴史・文化を活用したまちづくり

- ・旧矢嶋邸の復元的整備や寺院群などを巡る周遊ルートの整備を行うとともに、歴史的な街道や街道沿いの農山村集落などの景観の保存・活用をすすめます。
- ・地域の伝統文化の維持向上を図るなど世界文化遺産登録への取り組みをすすめます。

③ 親しみ理解する機会の充実

- ・歴史的に価値ある建造物や保存展示施設など歴史や文化に親しむ場の整備を行うとともに活用をすすめます。
- ・飛騨の歴史や文化の魅力にふれながら楽しく歩くことができるよう景観にふさわしい標識や散策ルートの整備などを行います。
- ・講演会や展示会の開催など歴史や文化を理解する機会の充実を図ります。

第2章 高山市の概要

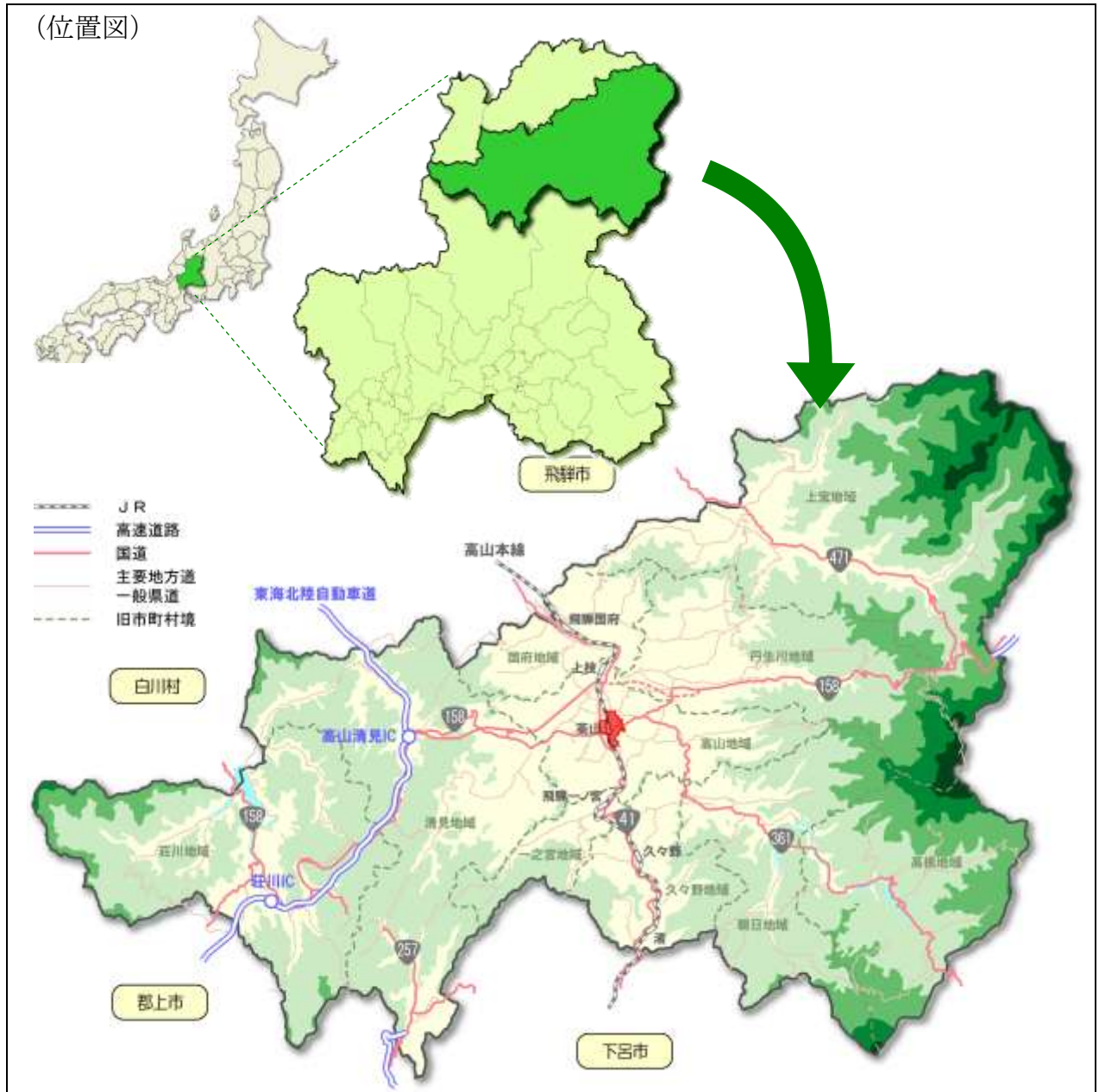
1 位置・地勢

(1) 自然環境

①位置

岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、周囲を飛騨市、下呂市、郡上市、大野郡白川村、長野県、富山県、福井県、石川県に囲まれている。

市役所所在地は、東経137度16分、北緯36度09分、海拔573mに位置している。



②地理・地形

東西に約81km、南北に約55kmあり、面積は2,177.67km²の日本一広い市である。面積の92.5%は森林で占められ、山や川、溪谷、峠などで地理的に分断され、標高差も2,000mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいる。

北東部には槍ヶ岳、乗鞍岳、穂高連峰などの飛騨山脈（北アルプス）を擁し、中央部では宮川が南から北へ流れ、南部では飛騨川が北から南へ流れ、南西部では庄川が南から北へ流れている。

標高の最高は奥穂高岳の3,190m、最低は上宝町吉野の436mである。

高山市街地（城下町高山）が属する高山盆地は飛騨山脈（北アルプス）の傾動、上昇運動による傾動地塊の緩傾斜面に位置している。反対側（長野県側）の急傾斜面には、糸魚川―静岡線に沿う松本盆地が発達している。松本盆地に比べて、高山盆地の規模は小さく、形は複雑である。



高山市街地（南から）

高山盆地は一般的に、宮川、川上川、大八賀川沿いに発達する完新世（厚さ4～10mの沖積層）の平坦地（海拔560～600m）を指しているが、盆地西部の西山丘陵、東部の城山、江名子、山口、北山の各丘陵地も含めた海拔750m以下の地形と定義できる。さらに拡大すれば、盆地北東部にひろがる上野平の台地も含めると、古高山盆地ともいえるさらに広い盆地構造が存在したと考えられる。

高山盆地の北側は、見量山から東へ延びる山稜と千光寺山から西へ続く山稜が、西側は清見地域方面へ高度を高める山地、東側は高度を上げつつ飛騨山脈へと続く山地、そして南側は東方向へ延びる位山山脈によって囲まれた盆地である。



位山山脈は海拔1,000～1,200mの山稜で、太平洋側と日本海側の分水界となっている。盆地の平坦面から高

度差約300mの直線状の急崖が続いている。これは、第四紀更新世初頭以後の江名子断層の活動によって、徐々に形成された傾動、隆起地塊であり、高山盆地は江名子断層の活動で相対的に沈下し形成された構造性の盆地である。

③気候

気候は、海拔高度の高い所が多いため、東北地方北部や北海道南部と似て夏は涼しく、冬は雪が多く寒さが厳しい。全体的には内陸気候であり、特に高山地域は盆地のため内陸性が顕著に現れる。飛騨山脈をはじめ標高の高い地域は山岳気候となる。

気温は年平均で10.6℃、8月の最高気温平均は30.1℃、2月の最低気温平均は-5.7℃である。過去の最高気温の極値は平成6年8月8日の37.3℃、同じく最低気温の極値は昭和14年2月11日の-25.5℃となっている。平年の観測日数は、最高気温25℃以上の夏日は97.9日、最低気温0℃未満の冬日は123.7日で、最高気温0℃未満の真冬日は12.2日に及ぶ。なお、最低気温25℃以上の熱帯夜は0日である。



風速は年平均1.4m/sで、一年を通じて風の弱い地域である。

降水量は年1,733.5mmと、飛騨地方の中では比較的少ないところとなっている。

積雪の最深は128cm（昭和56年1月8日）である。

初霜は10月27日、終霜は5月7日、初雪は11月14日、終雪は4月11日（それぞれ平年値）で、暖房を必要とする期間はかなり長く、飛騨山脈以西に位置する都市では有数の寒冷地といえる。

※上記の観測地は、高山市桐生町（高山特別地域気象観測所）による。

2 歴史・文化的特性

(1) 年表

年号	西暦	飛騨・高山の歴史
	BC 約 6000	ひじ山遺跡・縄文時代早期の遺跡
	BC 約 4000	糠塚遺跡・縄文時代前期の住居址
	BC 約 3000	赤保木遺跡・縄文時代中期の住居址
	AD1～200	ツルネ遺跡・弥生時代の方形周溝墓 薬師野遺跡・弥生時代の住居址
	5 世紀後半	冬頭王塚古墳（市指定 史跡）
大化元年	645	大化の改新
大化 2 年	646	飛騨に国司、郡司がおかれる
和銅 3 年	710	平城京遷都
天平 12 年	740	飛騨国より白狐、白雉を献ず
	8 世紀中頃	国分寺が建つ（819 年炎上）
延暦 13 年	794	平安京遷都
貞観 12 年	870	大野郡から益田郡が分離す
建久 3 年	1192	源頼朝、鎌倉幕府を開く
建久 4 年	1193	源頼朝、多好方を荒木郷の地頭職に任ず
建久 5 年	1194	嘉念坊善俊、白川郷に入り、浄土真宗の布教を始める
元弘 3 年	1333	岩松経家、飛騨の守護職となる
建武元年	1334	姉小路家綱、飛騨国司に任ぜられる
	1338	足利尊氏、室町幕府を開く
	1467	応仁の乱始まる
長享 2 年	1488	白川郷中野に照蓮寺が建つ
文亀元年	1501	国司姉小路基綱が京都の公家へ一位の笏を送る
永正年間	1504～21	高山外記、天神山に拠る
天正元年	1573	室町幕府が滅ぶ
天正 13 年	1585	金森長近、三木氏を滅ぼす
天正 14 年	1586	金森長近が飛騨国主になる
天正 16 年	1588	高山城の築城にかかる
慶長 8 年	1603	徳川家康、江戸幕府を開く

慶長 18 年	1613	金森可重、飛騨三郡の石高帳をつくる
元和元年	1615	飛騨国分寺の三重の塔建つ
元和 2 年	1616	千光寺尊雄が位山の笏木を皇室へ献上す
元和 4 年	1618	金森重頼、松平忠輝を預かり監守す
寛永 9 年	1632	金森重頼、加藤光正を預かり監守す
貞享 3 年	1686	金森氏、郡奉行代官心得を達す
元禄 5 年	1692	金森氏奥羽上ノ山に転封される 伊奈半十郎、初代代官として就任
元禄 8 年	1695	高山城取り壊し、元禄検地帳成る
元禄 10 年	1697	飛騨国に造り酒屋 89 軒あり
享保 8 年	1723	高山町の三町用水が完成す
享保 14 年	1729	高山大火、975 戸 13 ヶ寺炎上
延享 2 年	1745	長谷川忠崇（代官）飛州誌を編す
延享 3 年	1746	上村木曾右衛門（地役人）「飛騨国中案内」を著す
宝暦 8 年	1758	郡上の金森家改易となる
明和 3 年	1766	第 12 代代官大原彦四郎「水音社」を創立
明和 4 年	1767	越前本保陣屋の 2 万 6 千石が飛騨代官の管轄となる
明和 8 年	1771	加藤歩簫、「雲橋社」を創立
安永 2 年	1773	大原騒動起きる
安永 4 年	1775	安永検地帳成る
安永 6 年	1777	大原彦四郎郡代に昇進
天明 3 年	1783	大工・木挽の者に火消役を努めさせる
天明 4 年	1784	三町大火 2342 戸炎上
寛政 3 年	1791	国分寺の塔、大風で倒れる（1821 再建）
文化 2 年	1805	赤田臥牛、教授所「静修館」を建てる
文化 6 年	1809	貝塚素牛（元締）ら城山に桜を植える
文化 9 年	1812	田中大秀が「竹取物語解」を著す
文化・文政	1804～30	この時期高山祭屋台の多くが創建される
天保 11 年	1840	豊田藤之進郡代、「郷倉」に米をたくわえる令を出す
安政 2 年	1855	高山空町に銀吹所ができる
安政 5 年	1858	飛州大地震により北部を中心に 709 戸倒壊
慶応 3 年	1867	大政奉還、江戸幕府滅亡

明治元年	1868	梅村速水（初代高山県知事）高山に入る 高山県できる
明治2年	1869	梅村騒動
明治4年	1871	高山県は筑摩県に入る
明治5年	1872	高山郵便局ができる
明治6年	1873	富田礼彦「斐太後風土記」を著す 煥章学校開校
明治9年	1876	飛騨は岐阜県に入る
明治12年	1879	日下部家住宅（国指定 建造物）
明治20年	1887	永田吉右衛門経営の三星製糸場開業す
明治27年	1894	火消し組を廃し、新令による消防組を設置
明治37年	1904	高山に初めて電灯がつく
明治40年	1907	吉島家住宅（国指定 建造物）
大正元年	1912	高山に電話が開通する
昭和元年	1926	高山町と灘村合併する
昭和9年	1934	高山線全通
昭和11年	1936	大名田町と高山町が合併、高山市になる
昭和18年	1943	上枝村と合併
昭和27年	1952	高山市上水道ができる
昭和30年	1955	大八賀村と合併
昭和43年	1968	国道41号線が全線完工する
平成9年	1997	安房トンネルが開通する
平成17年	2005	周辺9町村と合併し、新しい高山市となる（面積 2,177.67 km ² ）

(2) 飛騨の風土

飛騨は険しい山々に囲まれている。山がまるで壁のように重なり、その間に狭い谷が幾筋も幾筋も伸びる。その谷筋にはポツンポツンと大小の山村集落が散在しているが、それらは谷沿いに文化圏を発展させ、また、各谷筋は峠によって繋って連携を持っている。飛騨の中の広い盆地といえば、高山、国府・古川盆地であり、他は中小河川の開析小平地が点在する。

飛騨は日本列島のほぼ中央に位置し、古くは縄文時代から東西南北の文化が押し寄せ、複雑に交錯しあい、飛騨の中に溜まって発展してきた。

初めて高山を訪れる人は、飛騨へ向う途中で、こんな山奥に果たして家があるのだろうかかと不安になる。しかし、高山線で分水嶺の真下を宮トンネルで抜けると、あるいは国道41号で宮峠を越えると急に空が広がる。やがて高山の街に入り、山の中にこんな大きな町があることに驚くのである。

気候は内陸性気候で、昼夜、夏冬の気温差が大きく、湿度は低い。冬は風が弱いものの極めて寒く、雪はサラサラとして舞い、冷え込むときは氷点下15度までも下がることがある。夏は、日中まぶしくて目を開けていられないくらい日差しが強いことが多く、それでいて湿度は低くカラッとした爽快感が味わえる。夜は大変涼しくなり、布団をかけて寝なければ風邪をひいてしまうほど、気温が下がる。

高山盆地からは東に乗鞍岳、穂高岳、槍ヶ岳、笠ヶ岳などの飛騨山脈、西に両白山地、南に御嶽山が遠望でき、風光明媚なところが随所にある。江戸時代には飛騨八景、飛騨名所図絵にその風情が描かれ、また、漢詩、和歌にも飛騨の自然



高山盆地



乗鞍岳

美あふれる情景が詠われてきた。

(3) 旧石器・縄文～古墳時代

人々がまだ土器を作っていなかった旧石器時代、標高1200mの日和田高原池ノ原遺跡（高根町）では、円錐形細石刃核、北方系の舟底形細石刃核が出土している。

飛騨は広葉樹林帯の植生が広く分布し、縄文時代の遺跡が非常に多く存在する。

1万年前に使われた「有舌尖頭器（ゆうぜつせんとうき）」や、8千年前の押型文土器が発見され、縄文時代に古くから人が住んでいたことが知られる。片野町の糠塚遺跡から発掘された「浅鉢形土器（あさばちがたどき・6500年前）」は国の重要文化財に指定され、また、上野町の垣内（かいとう）遺跡からは75基の住居址（4000～3000年前）と環状列石が発掘された。久々野地域の国史跡「堂之上遺跡（どうのそらいせき）」では縄文時代前期～中期の住居址が多く発見され、丘尾突端の好立地を特色としている。また、縄文時代研究史の上で著名な国府地域の村山遺跡は、東大の人類学教室の指導を得て報告書をまとめたもので、関西系の北白川下層式土器と関東系の諸磯式土器の対比が注目されてきた。現在も、縄文時代前期からの関東系、関西系、北陸系、東海系が混在する飛騨の土器文化の様相は、全国から注目される存在である。

飛騨の山地にはクリ、ドングリ、クルミ、トチの実、根茎類などの植物資源、イノシシ、クマ、シカなどの獲物が豊富で、豊かな自然の中で採取狩猟が繰り広げられていた。縄文時代前期（約6500年前）の気温は今より2～3度高く、海も今より2～3m高くして現在の陸地にまで海岸線が及んでいた（縄文海進）ことを考えれば、縄文時代の高山は結構温かかったことになる。



糠塚遺跡浅鉢出土状況



海具江古墳

飛騨の弥生時代の状況は不明な点が多い。しかし、稲作そのものの始まりが他地域より遅れたとは考えにくく、弥生時代から江戸時代まで集落が同じ位置で継続しており、弥生時代の遺跡の発見される機会が少ないためと思われる。弥生時代の遺跡は江名子ひじ山、赤保木遺跡、上切周辺の遺跡群等が知られている。ひじ山遺跡は、考古学史の中で著名である。

古墳時代は古墳の造営の面では他地域より遅れているが、集落の分布は他と遜色ない。古墳時代の範疇において、正史の中に初めて登場する飛騨の事件が両面宿儺（りょうめんすくな）の記述である。『日本書紀』によれば、身体が1つで両面4手4足の怪物宿儺が朝廷の命令に従わず、仁徳天皇の65年、將軍難波根子武振熊（なにわのねこたけふりくま）によって討伐されたと記されている。やがて、飛騨の豪族も中央政権に従うようになっていったということになっている。

現在、5世紀に築かれた亀塚古墳（国府町広瀬町・滅失）、冬頭王塚古墳（冬頭町・現存）が飛騨では古い古墳とされ、亀塚からは甲冑、冬頭王塚からは大和朝廷からの下賜品と考えられる鉄剣・鏡が発掘されている。また、平成4年には県指定史跡「赤保木古墳群」の中の5号古墳が発掘され、内部に赤色物塗彩された竪穴式石室を確認した。冬頭王塚古墳の時期と同じ5世紀中頃と推定され、さらに古い古墳の発見が今後もありうることを示している。

古墳時代後期は、横穴式石室が導入された時期で、三福寺町の小丸山（こまるやま）古墳、西之一色町の岩屋古墳、上切町の寺尾古墳群などが造られている。

古墳の数は、滅失も含めて『岐阜県遺跡台帳』、『国府町遺跡台帳』によると飛騨全体で521基、高山市の高山地域は80基、国府地域は339基、飛騨市古川町は102基で庄



こう峠口古墳 石室内部



古代寺院瓦 役人

倒的に国府地域が多い。この内、残存する古墳は高山51、国府332、古川91基である。国府地域に存在する主な古墳は、岐阜県下最大の石室をもつ「こう峠口古墳」（7世紀）、こうと洞古墳、広瀬古墳、海具江古墳など注目すべき古墳がある。古墳時代における高山、国府・古川盆地の隆盛が古墳の数によって伺われる。

古墳時代終末期になると山頂に近い山腹に横穴が掘られるようになり、三福寺町や冬頭町に横穴が発見されている。昭和63年、滅失はしたが、三福寺町松山古墳から50体近い人骨が発見された。横穴で現存するのは、斐太高校の裏山にある杉ヶ洞横穴である。

（4）飛鳥・白鳳～平安時代

高山市の古代寺院は、高山盆地などに三仏寺廃寺、東光寺跡の2カ寺、国府・古川盆地に石橋廃寺、光寿庵廃寺、寿楽寺、杉崎廃寺など9カ寺あり、奈良時代創建の寺院は国分寺・国分尼寺（辻ヶ森三社境内）の2寺が高山地域にある。古墳から飛鳥時代にかけては、政治の中心地が国府・古川盆地にあったと思われ、奈良時代になってから東西南北交通の便が良い高山に国府が置かれ、官寺である国分寺と国分尼寺が造営されたのである。

美濃・飛騨の寺院にかかわる最古の記録は『日本書紀』の「朱鳥元年（686）、大津皇子の謀反に加わった新羅の僧行心（こうじん）が、その学識を惜しまれて飛騨の伽藍へ流された」という記載であるが、この「飛騨の伽藍」が高山、国府・古川盆地のいずれかにある。朱雀元年（686）、すでに都で知られるほどの古代寺院が建っていたことに注目される。

律令制下では、飛騨は山国であり、納める米や織物がないため、大宝令（701年制定）



国分寺本堂



国分尼寺



飛騨匠が通った東山道飛騨支路

では飛驒の調・庸（絹、布、糸などを納めるもので、主に成年男子に課せられた）を免じ、50戸ごとに匠丁（しょうてい・木挽や大工）8人、厮丁（炊事係）を2人、計10人を都へ差し出すこと、毎年交代して勤務し、里に残ったものが匠丁の食料を出すことを決めている。

飛驒工は毎年約100人が徴用され、1年に330日（後に250日）以上350日以下の労務を強いられ、厳しい労働に耐えかねて逃亡する者も多かった。平安初期の太政官は「飛驒人の言語容顔は他国と異なり、すぐわかるはずなので、早速捕えて差し出せ」と諸国に命じたこともある。平城宮、東大寺、平安宮の豊楽院や大極殿などの造営に貢献し、名工も生まれた。その技は、現代も高山の木工産業や精密機械工業に受け継がれている。

保延、永治（1135～1141）の頃には平時輔朝臣（たいらのときすけあそん）が飛驒の守として三仏寺城（三福寺町歎喜寺の裏山）に在城していた。3代目平景則の頃から飛驒は平家の領国となった。4代目平景家は4人の子息とともに平家の臣として京に上っていたが、治承5年（1181）木曾義仲の軍に攻められた。留守を預かる平景家の室阿紀伊の方と、二子景綱の息女鶴の前は臣下とともに戦ったが石光山（片野町）で破れ、三仏寺城に籠城したが城は落ちた。義仲勢は大軍事行動を起こすにあたり、飛驒の良馬を求めて攻め入ったといわれる。

（5）鎌倉～戦国時代

鎌倉時代は、政治の中心地が広瀬郷、荒城郷の方へ移ったと考えられる。飛驒には多好方（おおのよしかた）、好節（よしとき）父子が飛驒の地頭に補任（ぶにん）されたことが『吾妻鏡』に出てくる。この多氏（おおのし）は元々都の伶人（れいじん・楽人）で、源頼朝や北条氏に仕えた一流の舞楽演奏家であった。飛驒各地の祭礼に舞われる鬮鶏楽、鳥毛打は多好方らが教えたものとの説がある。



三仏寺城跡

室町時代初期の飛驒は、守護の京極氏が南飛驒・益田に、国司の姉小路（あねがこうじ）氏が北飛驒に勢力を競ってい

た。当時、国司と守護は併置の方針があり、守護は一国の行政政務官として軍事指揮権をもち、次第に領国支配を進め国司の権限を侵略したのである。

京極氏は近江の守護・佐々木信綱の4男、氏信を祖とする。京都の京極高辻に館を構えていたので「京極」と号し、代々幕府から守護に補任された。

姉小路氏は、建武の中興（1334）に姉小路家綱（いえつな）が南朝方の飛騨国司に任ぜられたといわれる。その弟の尹綱（まさつな）は飛騨をまかされていたが、応永18年（1411）、足利義持（室町幕府第4代将軍）の命を受けた京極高光、高数らによって討たれた。

その結果、姉小路氏は小島城にいた小島氏を嫡流とし、向小島（むかいこじま）城の小鷹利（こだかり）氏と、古河城の古河氏の三家に分裂し、飛騨の最南端には京極氏の被官・三木氏が置かれた。この応永の乱後、飛騨は神岡町周辺の江馬氏、古川盆地に姉小路三家、大野・益田に京極氏と3氏が鼎立したのである。

中央では応仁の乱で戦乱が広がる中、飛騨では「文明飛騨の乱」（金森史）が起き、姉小路勢と京極勢が一進一退の戦いをしていた。後、京極側では多賀（たが）氏、高山外記（たかやまげき）などが守護代として勢力を伸ばし、天神山（現在の城山）に城を築いた。また、広瀬郷には広瀬氏、白川郷には内ヶ嶋氏、高山の中山に岡本豊前守、三枝郷に山田紀伊守、江名子に畑六郎左衛門、大八賀郷に鍋山豊後守などが割拠していた。これら飛騨の豪族は隣国の上杉氏、武田氏に強く影響されていたが、両氏の衰退とともに力を失なうことになる。そこで台頭してくるのが桜洞城の三木自綱で、永禄元年（1558）、広瀬氏と結んで高山外記、山田紀伊守を滅ぼした。

そして、天正10年（1582）、三木氏は飛騨分け目の合戦といわれる国府町八日町の戦いで江馬輝盛（てるもり）に勝ち、ほぼ飛騨を制覇したのである。三



広瀬城跡



松倉城跡

木氏は、自ら絶家となった「姉小路」の姓を名乗り、松倉城を築城している。

(6) 金森統治時代

豊臣秀吉は、天正13年（1585）7月に越中の佐々成政を攻めた。その際、越前大野城主であった金森長近は、飛騨の三木氏攻略を命じられた。長近は部隊を二手に分け、養子可重（ありしげ）は南から桜洞城、鍋山城を、長近軍は牧戸、小鷹利、小島の各城を攻め、同年8月には三木氏の松倉城を攻め落として飛騨を平定したのである。しかし、金森進攻の先導役を務めた在地武将の反乱、一揆が1年間は続いた。そして天正14年（1586）8月7日、長近は飛騨国3万8千石の国主として入府した。また、関ヶ原の戦いでは徳川方について前線で戦い、美濃国上有知（こうずち・美濃市）1万8千石、河内国金田（大阪府堺市）3千石を加増した。

入国した長近は、当初、鍋山城に城下をかまえたが、土地条件から天神山古城に城を築くことにした。城の建設は天正16年（1588）から始め、慶長5年（1600）までの13年間で本丸、二之丸を完成させ、以後3年かけて三之丸が築かれた。日本国中に五つとない見事な城だと記録が残っている。

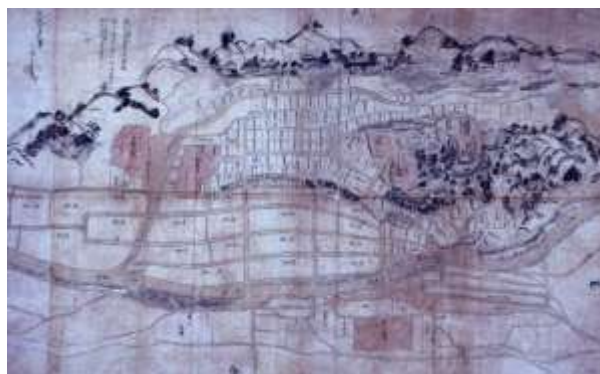
また、城と同時に城下町の工事も行われている。城を取り囲む高台を武家地とし、一段低いところ（三町）を町人の町とし、東山に寺院群を設けた。農民一揆の対策としては、門徒の多い照蓮寺（現



高山城復元図



高山城本丸跡



城下町高山

在の高山別院)を高山城と向かい合わせに配置して人心を安め、寺社の再興や宗和流茶道をはじめ、様々な文化をおこすことも積極的に行ったのである。

重要施策としては商業振興、鉱山資源の開発、山林資源の開発がある。山林資源が豊富であったため、関ヶ原の合戦時には、表石高の倍近くになる6万石余並の軍役が負担できたともいわれ、4代頼直は江戸の大火の際に桧の角材千本を献上している。

高山における金森氏は6代107年続いたが、元禄5年(1692)7月28日、頼峯(よりとき)の時代に突然出羽国上ノ山(かみのやま・山形県)に転封となって金森氏による政治は終わった。上ノ山では、そこにいた「土岐氏」が移封され、上ノ山城の破却が進行中であった。頼峯は上ノ山で5年間山林調査に力を入れていたが、元禄10年(1697)、今度は美濃国郡上藩に転封となる。頼峯は江戸芝の屋敷で亡くなり、孫の頼錦(よりかね)が後を継ぎ、幕府の奏者役を命ぜられた。そのため、多くの費用を必要としたこともあり、年貢を定免(じょうめん)法から検見(けみ)取りに改めたため4年半にわたる「宝暦郡上騒動」が起こっている。これで金森の本家はとりつぶされてしまったが、分家の旗本左京家は別扱いの知行として3千石のまま越前に領地替えになり、現在も現地に子孫が在住している。

(7) 金森氏六代



①初代高山国主 金森長近(ながちか) 1524~1608

大永4年(1524)源姓の土岐氏一族として誕生、初名は可近。18歳より織田信長に仕え、戦功により信長の一字を賜り、長近と改名した。信長没後、秀吉に仕えた。天正13年(1585)、秀吉より三木自綱討伐の命を受け飛騨を平定、翌年、飛騨3万8千石余を与えられた。慶長11年(1606)、関ヶ原の戦いで加増された美濃国上有知小倉山に小倉山城を築き自らの居城とし、高山城を養子可重に託した。

武将として活躍したのみでなく、治水、街道の整備、林政など産業の開発振興に尽くした。また、古田織部、千利休の門下となり茶人としても名を馳せ、風流人でもあった。慶長13年(1608)、享年85才で京都にて死去。



②第2代 金森可重（ありしげまたはよししげともいう）

1558～1615

美濃の長屋将監景重（しょうげんかげしげ）の子として永禄元年（1558）に誕生した。幼名は喜三丸、幼少より長近に養われ、後に養子となった。天正13年（1585）の三木攻略では長近の副将として戦い、勝利をおさめた。長近同様、信長、秀吉、家康に仕え、戦場で数々の功績をあげ、関ヶ原の戦いでは父長近とともに奮

戦した。

慶長13年（1608）長近の死により家督をつぎ、飛騨国を治めることになり、同19年（1614）、元和元年（1615）の大阪の役で多くの敵の首をとった。

治政においても義父の志をつぎ、桜山八幡宮を再興するなど、高山の城下町発展に力を注いだ。また、茶道においては千利休の子道安に師事し、戦陣の中でも茶をたしなむという一流の武家茶人で、徳川2代将軍秀忠の茶道師南役も努めている。元和元年（1615）閏6月3日、享年58才で伏見にて死去。



③第3代 金森重頼（しげより）1596～1650

可重の3男として慶長元年（1596）誕生。幼少の頃から駿府の徳川家康の近辺に従事。同19年（1614）大阪冬の陣に父とともに従軍し、本陣で家康の側近として仕えた。元和元年（1615）、夏の陣にも父とともに従軍した。父の死去に伴い、家康の命により家督を継ぎ、城主となっている。将軍家の信も厚く、元和年間には家康6男の越後高田城主松平忠輝が罪を受けた時、

忠輝を預かるということもあった。寛永9年（1632）、東山に宗猷寺を創建。さらに飛騨天満宮の再興や東照宮などを建立した。重頼は、新田開墾や鉾山発掘に力を注ぐほか、高山の窯業の基となるべく小糸坂に陶窯を築き、焼出させている。

寛永18年（1641）の飢饉の際には、家宝の名茶器「雲山肩衝（うんざんかたつき）」を譲り、その代金を米に換えて国中の人々を救済したという善政ぶりは有名である。風流を好む重頼は、茶道ばかりか和歌も嗜んだといわれている。慶安3年（1650）閏10月7日、享年55才で病にて死去。



④第4代 金森頼直（よりなお）1619～1665

元和5年（1619）重頼の長男として誕生、慶安3年（1650）父重頼の死により家督を相続した。信仰心が大変厚く、承応2年（1653）大隆寺を建立、万治2年（1659）久津八幡宮を修復、同3年（1660）には古川杉本社殿（気多若宮神社）と千光寺を再興した。また、明暦3年（1657）の江戸大火の際、頼直を救った駿馬「山桜」の死後、頭骨を祀った。この大火の際、頼直は幕府に桧の角物1,000本を献上している。寛文3年（1663）2月、病のため剃髪して仏門に入り、自らは立軒素白（りっけんそはく）と名乗った。病氣平癒のため、越中の肴屋が日枝神社に奉納した絵馬が今も遺っている。同5年（1665）7月18日、享年47才で江戸邸にて死去。



⑤第5代 金森頼業（よりなり）1648～1671

慶安元年（1648）頼直の長男として誕生し、寛文5年（1665）父の遺領飛騨一円を賜わった。頼業は風流を好み、家臣木村昌悦（しょうえつ）・日根野宣潔（ひねののぶきよ）らとよく連歌を親しみ、高山に文芸が根づく基をつくったという。寛文8年（1668）、鉾山師茂住宗貞の下代宮島平左衛門を高山城中で殺害、これを聞いた宗貞は逃亡し、以後飛騨の鉾山は衰退してしまった。寛文11年（1671）12月28日、江戸邸にて24才の若さで病のため死去。



⑥第6代 金森頼峯（よりとき）1669～1740

寛文9年（1669）頼業の長男として誕生、幼名は万之助または万助といった。父の死により同12年（1672）、わずか4才で家督を継ぎ、叔父の左京近供が後見役として実務を取り仕切った。天和3年（1683）頼時と改名、のち頼峯となった。貞享4年（1687）頼峯の大酒、不作法を諫めるため家士田島藤五郎が自害するという事件も起きている。元禄2年（1689）4月、徳川5代将軍綱吉の奥詰衆を、同年5月側用人を命ぜられたが、綱吉の意にかなわず翌3年4月免職、翌4年6月には屋敷替を命ぜられた。そして元禄5年（1692）7月28日、出羽国上ノ山へ移封を

命ぜられ、ここに金森氏6代による飛騨統治は終りを告げた。その後、頼峯は、同10年（1697）美濃国郡上郡へ再転封となった。郡上藩主を43年務め、元文5年（1740）5月22日、享年68才で死去。

⑦金森宗和（そうわ）1584～1656

天正12年（1584）、可重の長男として誕生、俗名は重近、剃髪して宗和と名乗った。出生地は、当時、金森長近（初代）の居城であった越前大野城と思われる。祖父長近が没すると、父可重は高山城へ移り、重近はその父がいた古川町増島城主になった。しかし、慶長19年（1614）、父可重から勘当を申し渡され、京都に移り住む。京都では、大徳寺の禅に学び、茶道の奥義を修得、野々村仁清の「御室焼」にも深く関わった。さらにそれを独自の茶道へと発展させ「宗和流」を生みだし、その祖として敬われた。現在、金沢や高山などで宗和流茶道は受け継がれている。明暦2年（1656）12月16日、享年73才で死去。

（8）金森氏の産業育成

金森氏は、飛騨の森林資源、鉱山資源を主な産業として力を入れたほか、工芸品製造にも力を入れている。

飛騨春慶は国の伝統的工芸品に指定されている。創始者は成田三右衛門義賢で、慶長10年（1605）金森家に召され、鳥籠を薄黄色の透漆で塗って重近に献上した。また、大工高橋喜左衛門が榿を割った時の自然の木の目を活かした盆を作り、それに三右衛門が透漆で塗り上げたものが飛騨春慶の始まりという。春慶塗には他の塗りにはない軽快さと優雅さがあり、湯桶・建水・盆・茶箱などの宗和好みの茶器に活かされ、金森家から將軍家への献上品にも使われた。



一刀彫工房

一位細工・一刀彫も国の伝統的工芸品に指定されている。木の国飛騨の象徴である一位の木は、イチイ科に属する常緑樹で、古くから銘木として知られており、岐阜県の木、高山市の木として指定されている。

一位の語源は、約800年前の平治元年、天皇即位の折に飛騨よりこの木でつくった一位細工の笏を献上したところ、他の材より優れているということで賜った正（しょう）一位の位階にちなむものと伝えられる。

一位一刀彫は江戸時代末期、高山の松田亮長（すけなが）が、この一位材を用い木目の美しさを活かし、彩色をほどこさない独特の根付彫刻をつくった。これが一位一刀彫の始まりといわれる。こうした、飛騨の匠の伝統と技術は現代に受け継がれている。

飛騨の窯業は第3代重頼が京より古瀬戸焼の職人を招いて「小糸焼」を始めた事に始まり、良い陶器を焼いていた。しかし、金森家の転封により陶窯は衰退した。天保12年（1841）、飛騨郡代豊田藤之進友直が、泷草の地に窯を築き、窯業を復活した。これが泷草焼で、色絵が上品で上質な風合いを持つ焼物であり、飛騨九谷、飛騨赤絵などと大変もてはやされた。

(9) 道の整備



金森氏は、飛騨へ入国してから城下町形成をする上で、東西南北の街道を商人町で接続した。東は野麦峠を越えて江戸方面へ、南は宮峠、あるいは苅安峠を越えて尾張、京都方面へ（尾張街道）、西は白川郷、郡上方面へ（郡上・白川街道）、北は越中方面へ（越中街道）と街道を整備をしている。



江戸街道野麦集落 西家

また、東方面は、平湯峠（平湯街道）、安房峠あるいは中尾峠を越えて信州へ出る街道も寛政年間の時期を限って街道が開かれたこともあった。

主要街道が商人町に集まっていたため、商人の流通経済力は大きいものがあり、越中の塩、魚、薬などの輸入、そして信州への輸出、また飛騨の産物、木材などの輸出によって商人は潤った。



国府町 八日町（旧宿場）

元禄5年、金森氏が上山へ転封になってからも、商人はそのまま高山に留まり、整備された街道を駆使して経済活動を盛んにした。

（10）神社・仏閣の再興

金森氏6代が再興した神社仏閣は数多く、たくさんの建物等が現存するが、東山寺院群には金森氏とのゆかりの深い寺院が多い。

①照蓮寺（現在高山別院）

初代長近が、当時勢力があった真宗門徒と友好な関係を築きつつも支配するため、白川郷中野から高山へ真宗の道場である照蓮寺を移した。建物はそのまま中野に残されていたが、昭和35年の御母衣ダム建設により、高山市の城山公園二之丸に移築されている。

②素玄寺

長近の菩提を弔うため、2代可重が建立、長近の位牌が堂に納められている。長近ゆかりの品々を多く護持する。

③法華寺

3代重頼が、高山の地に配流された熊本藩主・加藤清正の嫡孫である光正の死を哀れんで、高山城内の建物を移築し、本堂（県指定重要文化財）を造営した。

④宗猷寺

3代重頼とその弟重勝が父可重の菩提を弔うため開山した。本堂、鐘堂及び山岡鉄舟父母の墓などの市指定文化財が多数ある。

⑤大隆寺

京都金龍院の末寺として、4代頼直が創立。頼直の菩提寺でもあり、頼直夫婦の墓碑や宗和の茶道碑がある。



宗猷寺本堂

(1 1) 幕府直轄地時代

金森氏転封後の飛騨は幕府直轄地となり、代官には関東郡代・伊奈半十郎忠篤が兼任、金沢藩主前田綱紀（つなのり）が高山城在番を命ぜられた。金沢藩は4～5百人の藩士を半年交替で駐留させ、「飛州高山在番諸法度」を設けて高山城建物を管理している。

元禄8年（1695）1月12日、金沢藩の高山城取壊し願いが聞き届けられ、幕府から高山城破却の命令が出された。同年4月22日から取壊しを開始、6月18日には全てを終えて帰藩した。取壊しは、地元の者も金沢藩に加わってためらいなく行われ、建築材や庭木が我先に運び出されたと『願生寺由来記』は記載する。

幕府直轄地時代は25代、177年続き、11代までが代官、12代大原彦四郎から郡代に昇格をしている。

明和8年（1771）、大原代官は幕府の命令で飛州全山に官材の元伐（もとぎり）を中止、安永2年（1773）には飛騨の村々の代表を集め、検地のやり直しを言い渡した。飛騨の農民たちは田を



高山城破却後の高山



高山陣屋

少ししかもっておらず、厳しい年貢がさらに厳しくなると越訴（おっそ）、駕籠訴（かごそ）などをして検地中止を願い出た。ここに明和8年（1771）から寛政元年（1789）まで、大原父子2代、18年間にわたる農民一揆が起きた。その中に主な事件が3つあり、明和、安永、天明騒動と呼ばれている。明和・安永騒動では9千人余の農民が罰せられ、大原彦四郎代官は飛騨を5万5千石に増石した功績により郡代に昇格した。しかし、天明騒動では大原亀五郎郡代の政治不正が問われて、郡代は八丈島へ流罪、農民側の罪は軽く済んだ。

善政をつくした代官・郡代もいる。7代長谷川忠崇（ただたか）は『飛州志』を著わしている。8代幸田善太夫（こうだぜんだゆう）は飢饉のために馬鈴薯（ジャガイモ）を農民に作らせ、「善太夫（ぜんだゆう）いも」、「せんだいも」と今も呼ばれる。19代大井帯刀（たてわき）は天保飢饉の際に、飛騨はもちろん出張陣屋（越前本保陣屋）領内でも救済措置を講じた。20代豊田藤之進（ふじのしん）は洪草焼を起こし、また蚕業を盛んにした。

（12）高山祭屋台

高山祭は、春の山王祭と秋の八幡祭を言う。春祭は、高山市城山に鎮座する日枝神社の例祭で、安川通りを境にして南側が祭礼の区域、現在屋台は12基ある。また、秋祭は、高山市桜町に鎮座する桜山八幡宮の例祭で、安川通りを境にして北側が祭礼の区域、屋台は11基ある。

屋台の古記録をみると、享保元年（1716）、山王祭（春）と八幡祭（秋）に、代官所の前で行列を披露したとあり、また、享保3年の記録には「高山八幡祭礼行烈」というのがある。その後、江戸では享保6年に屋台が厳しい儉約令によって禁止され、なくなってしまったが、高山では残り続けた。

屋台を飾る織物は、江戸時代に京都から購入しているため、屋台の祖形は京都方面から伝わったと考えられていた。しかし、屋台の屋根の高さが伸び縮みする構造、江戸文化を直接移入している状況、屋台を曳き出すときに「ヤタイ、ヤタイ」と言わずに、江戸ことばで「ヤティ、ヤティ」と言う状況などから、江戸形を祖形としていると考えられている。この屋根が伸縮する機構は、江戸城の城門



春祭

をくぐるときに使われた江戸形の屋台古形式を受け入れているもので、名古屋形や他地区のダシには類例が見られない。

江戸時代の屋台は、材木・金貸し・酒造・流通関係などで富を蓄えた高山の豪商に支えられ、東西文化をふんだんに吸収していつそう華麗になる。屋台組の要求にこたえる技術を持った大工、漆塗職人、彫刻師がそれを支えている。屋台は、懸装品が多くなり美しくなるにつれ、その重量も増えていった。乱暴には扱えなくなり、戻し車という第五番目の車輪が考案されている。通常、一つの屋台には四つの車があるが、曲り角にさしかかると、90度向きの違うこの戻し車を下へ降ろして重い屋台を浮かせ、三輪になって回転する。これは全国に類例の少ない回転構造であろう。全体構造は、上、中、下段の三段からなり、上段は中段の下底まで四本柱が下がり、シャチ巻という巻き上げ装置で、屋根と四本柱からなる上段を引っ張り上げる。構造体は全体的にしなやかで、曳行のときにユラユラとしなやかに小さく揺れて振動を吸収する。

各屋台組には、それぞれ屋台について非常に熱心な人が何人かいる。屋台が第一の人たちであるため、祭りの時に、ほかの組の屋台に少しでもケチをつけたり、差し出がましいことを言ったりすると、こうした屋台好き同士でけんかとなってしまう。屋台組というのは、区域が決まっていて、その組内に入れば屋台組の権利が得られるが、いったん組の外へ出ると、どんな功労者でも屋台に乗ったり、曳いたりする権利を失うことになる。屋台組では、自分の組の屋台が一番いいと自慢しあい、「オゾクタイ（立派でない、だめな）屋台」と笑われることが何よりも腹立たしいこと



秋祭 宵祭



秋祭

である。

高山祭の文献上の初見は、元禄5年（1692）に、その40年前の山王祭について記したものである。また、屋台は、享保3年（1718）に曳かれた記録があり、300年以上前から屋台がすでにあったことが知られる。当初の形は赤坂山王、神田明神祭を模したもので、文献に姿の記載がないため形態はわからない（第Ⅰ期）。

その後については、文化年間の形態がわかる古い絵巻が存在する。それは春祭の絵巻で、文化8・9年頃の年代が与えられ、彫刻が取り付けられる前の高山祭屋台の形態（第Ⅱ期）がよくわかる。

第Ⅱ期の後、屋台は第Ⅲ期形態への大改造期に入り、諏訪の立川和四郎による五台山の彫刻に刺激され、谷口一門の彫刻作品が取り付けられることになる。この時期、各戸に分解し、格納されていた屋台は、屋台蔵が建造されて、重厚な懸装品を損傷することなく納められるようになった。第Ⅲ期の改造は、彫刻の取り付けが中心になり、屋台修理・改造の隆盛期となっている。工種をみると、工匠・彫刻・塗師・箔師・金具・御所車・人形・大幕・天幕・図画など、現在の屋台修理職人の職種分類と比べてほぼ同じである。

文化・文政・天保・弘化にかけての大改造期を終えた後は、第Ⅳ期の明治・大正期の大修理時期を迎える。多少の改造を加えて漆塗・箔・金具を中心とした修理を進めた。

修理面での分類は、第Ⅰ期・初期、第Ⅱ期・能の人形を中心とした時期、第Ⅲ期・彫刻採用、大改造期、第Ⅳ期・明治の修理、改造期に分けられる。このような修理の経緯を見ると、それぞれの工種分業、各職種の頂点技術を駆使し、また、それが絶妙にバランスよく総合されて、優れた工芸品として完成された。

（13）町並み保存の歩み

城下町高山は、城郭、武家屋敷、東山寺院群、商人町という4つの地区に分けて城下町が形成された。現在、その中の商人町の一部が伝統的建造物群保存地区に選定されている。「三町」「下二之町大新町」の2地区11haである。

この商人町は長い火災との闘いがある。商



三町伝統的建造物群保存地区

人町の家数は、現在の町家数が①上一～上三之町分で460軒余、②下一～下三之町で410軒余、③大新町通りで1520軒余、総数約2400軒となる。

この3地区は町家が連続し、一たび大火になると類焼軒数は相当数に及んだ。享保14年(1729)975軒、天明4年(1784)2342軒、寛政8年(1796)447軒、天保3年(1832)67軒、明治8年(1875)1312軒、大正13年(1924)231軒と、多くの町家と寺社が消失した。この中で、天明4年と明治8年の大火は甚大な被害を及ぼし、そのときの郡代などは救済の手立てを講じている。大正時代になると、ガソリンエンジンの消火ポンプを導入し、消防の効果は適面に表れ、類焼件数の減少へと結びついた。

江戸時代における大火を防ぐためには、火消の組織化はもちろん、防火水利と、防火帯としての土蔵普及に力を入れた。

火消制度については、天明3年に大工や木挽の者152人に火消方の役を勤めさせることにし、木製の御用印鑑所持をさせている。また、火の用心の夜まわりや火消組(当初5組、後に8組、10組)を組織するなど、火消、水害対応の制度を充実させている。この火消制度は、町並保存会の自衛消防隊、地元消防団へと現在継承されている。ここで注目すべきは、江戸時代の町内会組織である「組」はそれぞれ屋台を保存する屋台組に現在なっており、その単位で町並保存会を結成し、おおむねその組を単位として自衛消防隊が作られているところである。地域のコミュニティー単位は、現在は道路や川で区切られているが、江戸時代の単位は、通りをはさんで両側が1つの単位となる。高山の「組」も通りをはさんで両側が単位となり、各組の境界は町家の裏側土蔵背面となる。

江戸時代の消防は火消が受け持ち、大火の時など家を1軒破壊して防火帯をつくり、類焼を止める方法をとった。水による消火はバケツ、水鉄炮などで、大火災にはほとんど対応できなかった。そのため、火災予防や初期消火には一段と気



吉島家住宅(国重文)



町並保存会自衛消防隊の防火訓練

を使った。

大火災の復興には町家大工が活躍し、ある意味、災害復興は大工技術修練の場ともなった。江戸時代後半には、火災対策のために土蔵が作られ、家財道具をそこに納めるようになる。江戸時代は主屋の各部屋に生活道具を置かず、土蔵内に収納しておいて必要なものを必要な時に出してきた。家財道具は今と比べて非常に高価なもので、それらを守ることは重要なことであった。町家は借家が多く、自己の財産は土蔵に入れて火災から守り、主屋は旦那さんのものなのでそちらで復興をしてもらえたのである。この土蔵は中庭の奥に整然と横一列に並んで「群」となり、防火帯として役割を果たしてきた。今、江戸時代におけるその機能が再び見直され、主屋の裏側敷地に、きれいに並んだ防火帯として土蔵群が保存活用されている。

(14) 町並保存の経緯

昭和 41. 2	全国に先駆けて、上三之町町並保存会が結成された
43.	恵比須台組電柱撤去、軒裏配線となる
46. 2. 3	上三之町町並保存会を恵比須台組町並保存会に改称
48.	龍神台組電柱撤去、軒裏配線
48～49	奈良国立文化財研究所による町並保存対策調査
49. 3. 14	上二之町町並保存会結成
50. 3	町並調査報告書『高山』発刊
52. 3. 30	伝統的建造物群保存地区保存条例制定
53. 9. 19	都市計画法第19条第1項の規定による承認
53. 9. 30	三町伝統的建造物群保存地区保存計画及保存基準制定
54. 2. 3	三町伝統的建造物群保存地区選定、文部省告示第7号
57. 8. 5	景観町並保存連合会結成
平成 5 年度	三町伝統的建造物群保存地区内土蔵平面調査
7.	三町伝統的建造物群保存地区防災計画策定書作成
8. 3. 31	保存計画改正、伝建物として土蔵67棟を追加
8.	三町防災対策事業開始（3年間）
8. 12. 19	三町伝統的建造物群保存地区拡大、都市計画法 21-2、19-1 により知事承認
〃	三町伝統的建造物群保存地区拡大、都市計画変更高山市告示

- 8. 12. 24 三町伝統的建造物群保存地区保存計画変更、高山市教育委員会告示
- 9. 5. 29 重要伝統的建造物群保存地区の選定（追加）文部省告示第 101 号
- 12. 2 鳩峯車組が町並保存会を結成
- 13. 7 神馬台組と船鉾台組が町並保存会を結成
- 13 から 2 ヶ年 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所による伝統的建造物群保存対策調査（町並調査）
- 15. 3 下二之町・大新町地区伝統的建造物群保存対策調査報告書発刊
- 16. 2. 16 下二之町大新町伝統的建造物群保存地区 高山市告示
- 16. 7. 6 下二之町大新町伝統的建造物群保存地区 文部省告示

（15）明治～大正時代

慶応4年（1868）、飛騨国最後の郡代新見内膳（しんみないぜん）が江戸へ逃げ、幕府直轄時代はあつげなく終わった。同年2月7日には竹沢寛三郎が高山陣屋へ入り、続いて3月3日には梅村速水（はやみ）と交替して飛騨県（翌月高山県と改称）ができた。梅村は熱意と新しい計画で政治改革をしたが、古いしきたりに慣れ親しんだ飛騨の人には受け入れられず、「梅村騒動」が起きてしまう。明治4年には筑摩県、同9年には岐阜県に合併された。



梅村速水

明治前半は市町村制や議会制度が始まり、飛騨支庁の設置、明治28年高山町役場の新築など、議会制民主主義を取り入れた地方自治が発展をしている。また、近代産業の育成は、富国強兵に必要であったため内務省が力を入れた。高山では開産社、永昌社、三星製糸などの製糸業が殖産興業として全盛時代を迎える。



明治時代の三町

高山線の建設促進運動は明治から始まり、大正6年には「飛騨鉄道速成同盟会」が組織された。大正9年には、高山線の第一歩である岐阜―各務原間が開通をした。

(16) 昭和～平成時代

昭和9年10月25日、高山線が全線開通した。しかし、鉄道の開通は飛騨の開発に大きく貢献するはずだったが、やがて戦争に突入し、飛騨の近代化は戦後を待たなければならなかった。



昭和9年開通当時の高山駅

昭和11年11月1日、高山町と大名田町が合併して市制を施行。しかし、翌年には日中戦争が始まり、国民は総動員されていく。昭和20年8月2日、高山に爆撃予告ビラがまかれたが、15日に

終戦を迎え爆撃はまぬがれた。また、戦中の昭和17年には、上枝村と合併している。

戦後は農地改革により、経済界の再編成が行われ、昭和23年には早々と乗鞍登山バスの試運転を開始した。また、上水道の給水工事、大八賀村との合併、財政再建団体からの脱出、衛生センターの建設と近代化を進め、昭和30年代後半には昭和40年の国体に向けて町を美しくする運動が繰り広げられた。高度経済成長期にあって、町並保存、川を美しくする運動はこの頃から始まり、観光対策も進められたが、宿泊客は下呂や平湯の多い状況が続いた。

昭和40年代になると高山祭屋台会館や飛騨民俗村の開館、乗鞍スカイラインの開通など観光客の受入体制が整い、入込数が飛躍的に伸びていった。昭和50～60年代は観光イベントが数多く開催され、昭和63年7月にはぎふ中部未来博覧会が、同年9～10月には飛騨・高山博が開幕している。

平成の幕開けは、中部縦貫自動車道の建設から始まり、観光客数は年間250万人を超え、新しい観光都市へと躍進を始めた。

合併特例法の改正に伴い、市町村合併が強力に推進され、平成17年2月1日、1市9町村が合併して新高山市が誕生した。その時、人口97,533人、世帯数33,937、面積2,177.67km²、森林率は92.5%であった。

第3章 保存活用の現状

1 指定文化財の現状

(1) 高山市の指定文化財一覧

高山市全体 平成21年2月25日現在

		国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	※1 14	15	78	107
	絵画		5	42	47
	彫刻	3	16	106	125
	工芸品	※2 4	7	60	71
	書跡		5	32	37
	典籍		1	7	8
	古文書			87	87
	考古資料	2	4	45	51
	歴史資料		3	27	30
無形文化財			8	8	
民俗文化財	有形民俗文化財	4	4	37	45
	無形民俗文化財	2	7	21	30
記念物	史跡	4	17	104	125
	名勝		1	10	11
	天然記念物	6	32	116	154
伝統的建造物群保存地区	2			2	
計		41	117	780	938

※1 国宝1件を含む。

※2 国宝1件を含む。

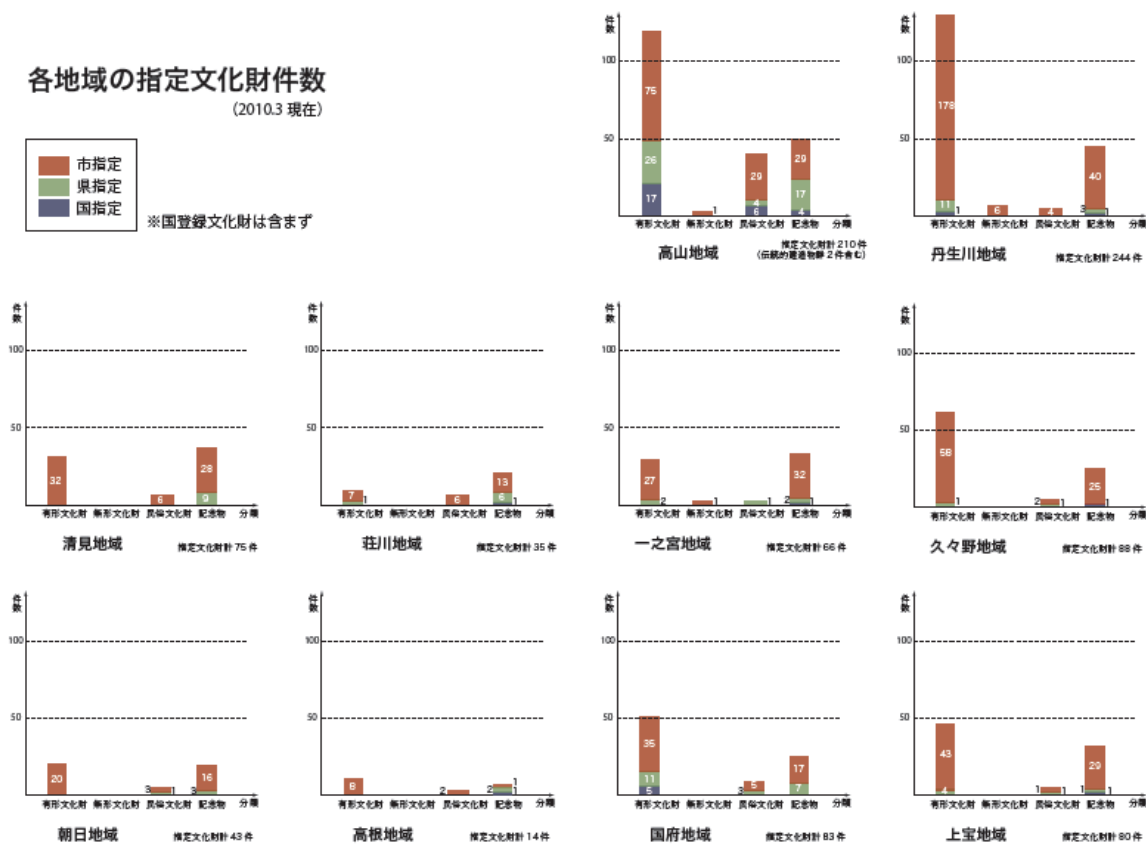
このほか国登録文化財10件

各地域の指定文化財件数

(2010.3 現在)



※国登録文化財は含まず



(2) 各地域における分布状況

高山市は、市町村合併により948件の指定・選定・登録文化財を有することとなった。これまで、旧市町村では個別に文化財保全行政が実施されてきたが、合併に伴って、一体的に管理することとなったため、市域全体の中での再評価が必要になっている。

各支所地域では建造物、彫刻・工芸品、天然記念物など、文化財指定について、指定種別が偏在してる傾向にある。

このため、全体の基準の統一を図りつつ、旧町村時代では各自治体で重視されてこなかった文化財についても、改めて関連文化財等として拾い直す必要がある。

(3) 地域別の指定文化財の分布状況

① 高山市域【212件】

近世城下町の文化財を中心として212件が指定されている。2つの伝統的建造物群保存地区のほか、9件の重要文化財（建造物）、史跡（高山陣屋など）を

始め、幅広く指定されている。

②丹生川地域【228件】

件数は228件と多く、絵画や円空の彫刻が多い。豊かな郊外農村として豪農が多く、遺構・資料も残存している。建造物は20件指定されており、未指定ではあるが、良好な農家や農村集落も多く残っている。

③清見地域【75件】

豊かな山林を背景にした山林業に関連する民俗資料、天然記念物が多い。民俗芸能も盛んで民俗文化財に指定されている。

④荘川地域【35件】

豊かな山林を背景に巨木・天然記念物が多いほか、未指定の銘木も守られている。また、建造物は8件であり、荘川の里などに集積している。

⑤一之宮地域【65件】

「水無神社」を中心に発達した農村であり、これに関する文化財や農村関連の文化財のほか、東山道飛騨支路（位山道）が通っており、これに関連する文化財も指定されている。

⑥久々野地域【88件】

縄文時代の集落跡「堂之上遺跡」のほか、「馬の市」に関するもの、天然記念物のほか、歴史民俗資料や近世以降の古文書等が多く指定されている。

⑦朝日地域【43件】

養蚕や水稻といった農業が盛んに行われた地域であり、豊かな敷地に残された神木や天然木（天然記念物）が多く指定されている。また、彫刻の指定も多い。

⑧高根地域【14件】

山林が豊かなこの地域では、「一位森八幡神社」の社叢が天然記念物に指定されているが、件数は全体としてあまり多くない。また、野麦峠に関する文化財もある。

⑨国府地域【83件】

5～7世紀における古代の遺跡が多く見られるほか、安国寺経蔵（国宝）周辺には他に重要文化財（建造物）が3件見られる。

⑩上宝地域【86件】

飛騨山脈の裾野にあり、「福地の化石産地」や樹木などの天然記念物が多い。また、円空に関わる文化財（円空の彫刻、登山関連資料）も指定されている。

(4) 緩やかな文化財保存活用制度を利用した取り組みの課題

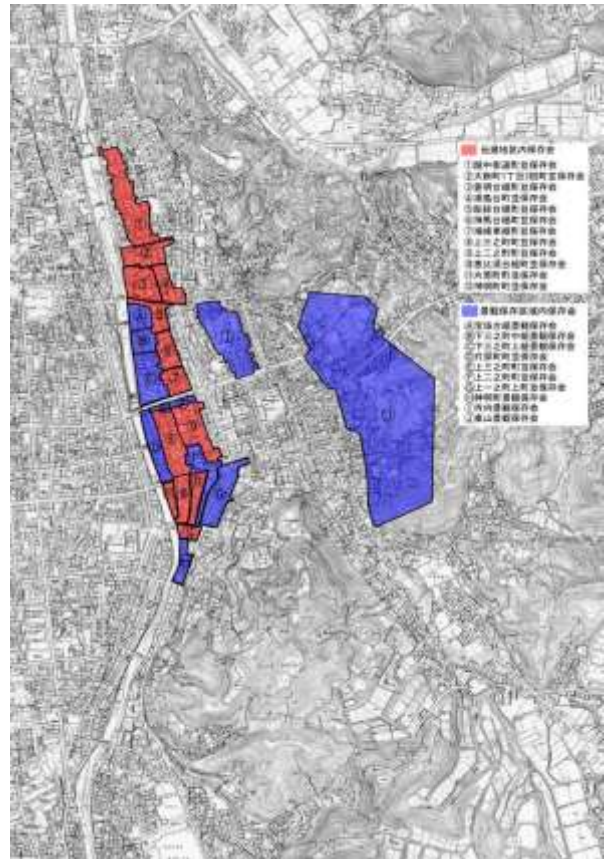
特に、建造物等に関しては、国指定重要文化財が14件、伝統的建造物群保存地区は2地区となっている。県指定重要文化財（建造物）は15件、市指定文化財は、76件となっており、城下町高山だけでなく、農山村にも点在している。一方、登録文化財は10件となっており、歴史的市街地としては多くない。今後、登録文化財や歴史的環境形成建造物などの緩やかな制度も合わせて利用しながら、文化財を保存活用していくシステムの検討が必要となっている。

2 文化財の周辺環境の現状

(1) 城下町高山における文化財保存活用の現状

①保存

主に、昭和30年代から取り組まれてきた「景観町並保存会」による町並みの保存や、高山祭の「屋台組」といった伝統文化の保存組織など、地域コミュニティを中心とした地縁組織による維持がなされている。区域の拡大については、近年、景観計画、歴史的風致維持向上計画などの策定の影響もあり、歴史的景観に対する住民意識の高まりによる伝統的建造物群保存地区や景観保全地区の拡大が図られるようになった。一方でNPOなど市民活動団体による文化財の保存活用に関する活動はほとんど見られない。



景観保存区域

②活用

祭りや町並保存運動は、地域コミュニティの結束を高める場として非常に大きな効果がある。

三町伝統的建造物群保存地区や高山祭のエリアは周辺商店街などを含め、日本有数の観光地として多くの観光客でにぎわい、観光関連産業や地域での農産物の消費に貢献している。また、「飛騨高山」に代表される良質なイメージは、地場産業のブランド化にも寄与し地域経済を牽引している。

(2) 農山村地域における現状

①保存

農山村地域においては、これまで文化財に対する認識に偏りが見られ、歴史的な景観に対する保存活動が一部に見られたものの、ほとんどの地域で、伝統的な祭礼や、歴史的建造物に対する意識が低かった。現在は景観法に定める「景観重点区域」として農山村の歴史的景観を指定するなど、集落全体を景観の観点から維持向上する取り組みを住民と協働して行っている。文化財の総合的把握調査を行う中で地域での認識も深まり、平成21年12月には、新たに3地区の農山村における景観重点区域の指定を実施している。

②活用

地域の文化財については、祭礼が地縁的つながりの要素としてはあるものの、文化財や歴史的景観が地域コミュニティの一体感を高めるところまでは進展していない。しかし、歴史街道の調査や、総合的把握調査などの外部評価の増加により地域の資源として活用しようとする動きが生まれている。



3 文化財保存活用の課題

(1) 文化財の継承の課題

① 伝統文化の継承者の不足

i 少子高齢化による伝統文化の喪失

高山市における人口の推移は合併後5年間を見ても約96,000人から約94,500人と減少している。中でも中心市街地の人口減少率は著しく高く、平成20年の人口は平成11年対比で約15%の減少となっており、伝統的建造物群保存地区や高山祭などを支えている市街地における空洞化が進行している。

高山市の高齢化率は26%と全国平均より高く、特に中心市街地と農山村における高齢化率は市の平均より高くなっている。

・ 中心市街地における課題

中心市街地の高齢化率は35%と農山村地域に比べても高く、急速に高齢化が進んでいる。市街地における高齢化は、祭りや町並み保存などの担い手が不足するだけでなく、商業ベースでの買収や所有者の代替わりによる不在地主の増加をもたらし、地域の文化や伝統的な風習の喪失、歴史的建造物の滅失などが進み、地縁組織を中心に取り組んできた文化財の継承に対する大きな課題となっている。

・ 農山村地域での課題

多くの地域では、担い手不足により、祭礼や伝統的な風習が滅失しつつある。

この地域では、祭礼など民俗文化財に対する調査や歴史的建造物や景観の調査も少なく、その価値も検証されないまま失われていく可能性が高い。



観光客でにぎわう町並み



自主防災活動



祭礼の継承



伝統文化の継承

ii 伝承形態の形骸化による継承の断絶

地域における良質な風習が、次世代に継承されておらず、急速に失われている。自宅前の除雪や清掃のような日常的なことから、宴席での作法など地域の伝統的な風習は継承されなければ喪失してしまう。

高山市におけるまちづくりは、このような日常的な伝統風習の作り出す空間に守られてきたものであり、日常的な接点が減少すれば伝統文化に対する市民意識の低下にもつながる。

②技術の継承者の喪失

文化財保存技術者が生業として、技術を伝承するためには適切な需要の確保と、その技術に対する市民の理解が必要である。

例えば、高山市における建造物技術の粋である高山祭の屋台は、屋台保存技術協同組合により継承されてきた高い技術と実績が全国各地の山車の修理を手がけることとなり、高山祭の屋台以外の需要を生み出し、生業として成り立たせている。一方、継ぎ手や仕口など伝統的な建築技術や様式は需要が少なく、技術者の経験を積む機会が減少していることなどから、伝統的建造物群保存地区などでの伝統的建造物の修理については、技術の継承が困難になりつつある。

③文化財継承者の減少

文化財建造物の所有者の高齢化、不在地主化は、建造物の日常的な維持管理に大きな影響を与えている。

日常的なメンテナンスができないことや、目が届かないことにより、大規模な修理が必要になる場合が多い。その結果経費的な問題などから、滅失につながるおそれがある。



雪またじ



屋台修理



伝統建築の修理



大規模修理が必要な町家

④未指定文化財の評価の不足

今回の構想策定に先立つ調査でも、これまで調査がされてこなかった農山村地域での聞き取りと現地調査などだけで、指定文化財を含め3,000件を超える文化財を確認した。今後急速な高齢化の進展などを考えても、これらについて早急に詳細調査を行う必要がある。

(2) 文化財の活用への課題

①有形・無形の一体となった空間の評価

「文化財総合的把握調査」や「歴史的風致維持向上計画」の策定を通じ、文化財を単体でとらえるのではなく、関連したものとして一体的にとらえ、全体が創り出す価値を評価する意識が芽生え始めている。

これは暮らしの中で文化財と日常的に接している人にとって、ごく当たり前の感覚であったからに他ならない。

しかし、空間としての歴史的風致を高めていくためには、文化財分野だけでなく各分野における複合的な取り組みが必要であり、それらを政策に展開するためには、評価手法などを研究確立していく必要がある。

②地域の精神的支えとしての文化財の活用

文化財活用の大きな目的が、市民がそこに住み続ける誇りを持つことや、子どもたちが郷土を愛し、伝統文化を継承しようとする心を醸成することであり、そのためには市民が文化財の持つ価値を理解し、自分たちが次に伝えるものは何かを選択できる知識を持つような取り組みが必要である。

③産業振興策と文化財の活用

文化財の活用のもう一つの目的が地域の活性化への寄与である。多くの場合、文化財



祭礼と町並みの歴史的景観



秋葉様を中心としたコミュニティー



観光客でにぎわう朝市

というと「見るもの」を連想するが、伝統的な食文化や風習、人のおもてなしなどの歴史的な価値観も地域独自の文化財であり、心地よい滞在環境の創出や、これを活かした商品開発などへの展開についての取り組みが必要である。

④文化財保存展示施設の活用

i 市有施設

高山市は、合併により多数の資料館や収蔵施設を各地域に点在させる結果となった。これらの施設については、市全体の行政改革の方針として市域全体のネットワークの中で、役割を明確にしなが、統廃合、集約化を図る。



市政記念館
(伝統的建造物群保存地区)

ii 民間施設

市内には、多数の文化財の展示等を行う民間の有料施設があるが、近年の観光形態の変化などにより、営業収益は減少しているところが多い。このため、地域の観光資源の減少や資料の売却など文化財の散逸が懸念される。



荒川家住宅（国指定）

また、伝統的建造物群保存地区等景観重点区域においても、売却や賃貸を行う店舗等も増える傾向にあり、住民に対して、地域のもつ歴史的価値の理解増進を図る取り組みなどが必要になっている。



歴史・文化の拠点整備

第4章 保存活用の方針

1 文化財の調査に関すること

市街地—歴史街道—農山村・山林の枠組みで文化財を把握し有形・無形の文化財が一体となった空間ごとの調査を推進するとともに、市全体の中での各文化財の再評価を検討する。

(1) 空間としての調査の推進

- ①自然環境・歴史的背景・社会的状況を鑑み、市街地—街道—農山村・山林という枠組みで文化財を把握するという方針を基に調査を推進する。
- ②各地域の歴史・文化を特徴付ける文化財に関しては、今後も継続して総合的に把握していく。また、各地域の文化財が関連しあうことにより生じる文化的価値を評価するために必要な調査や、一体となる周辺の自然環境などとの関連性に関する調査を継続していく。

(2) 市域全域の中での再評価

現在の指定文化財は、旧市町村ごとの文化財指定の方針にもとづいて指定されたものであり、その基準は統一されていない。そのため、ある地域では未指定であっても他地域では同等のものが文化財指定を受けている可能性がある。したがって、関連する文化財を一体的評価する中で、市域全体での価値を加味した評価と方針を定めるよう検討していく。

(3) 調査の重点区域

- ①これまで、伝統的建造物群保存対策調査、景観施策、町並み保存運動、歴史的風致維持向上計画、世界遺産候補への提案や文化的景観の検討を行ってきた。また、近世以降の歴史を体現する城下町高山の歴史・文化については、詳細な調査及び保存管理を行ってきた。今後は、主に農山村地域や街道、山林に関する調査を充実していく。
- ②街道における流通や文化の伝播の歴史、生業・産業・民俗風習というような無形文化についても継続して把握調査に努める。
- ③周辺農山村においては、現状で歴史的景観としての評価が高いため、すでに景観計画上の景観重点区域に位置付けられている地区を農山村における先導的な地区として、優先的に保存活用に関する調査・提案を実施する。

2 文化財の適切な保管管理に関すること

地縁団体と連携して活動する市民活動団体や技術継承等の人材養成を図る。

(1) 文化財類型ごとの方針

①有形文化財建造物

所有者との連携により適切な保存に努めるとともに、修理や防災体制の充実のための支援を行う。

②有形文化財

所有者との連携により適切な保存に努めるとともに、散逸する可能性がある歴史資料などについては、できる限り公有化を図る。

③無形文化財

継承者の確保とともに、市民への啓発などを通じて地域の歴史・文化として認識を高めるよう努める。

④民俗文化財

継承者の確保とともに、市民への啓発などを通じて地域の歴史・文化として認識を高めるよう努める。

⑤記念物

史跡、名勝、天然記念物の保全に努めるとともに、史跡の調査を進める。
埋蔵文化財包蔵地の詳細分布図調査を実施し、適正な把握に努める。

⑥伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区については保存地区保存計画、防災計画にもとづき、適切な保存に努めるとともに、少子高齢化の進む現状を踏まえ、住み続けられる環境を維持するための防災対策、バリアフリー化などの検討を進める。

⑦文化的景観

農山村地域における、歴史的景観について、認識を高めていく。

(2) 市民との協働による保存管理

①市民主導での保存活用

地域独自の文化的価値を総合的に保存管理するとともに、現代の生活文化の中でこれを保存管理するために、市民主体の地域資産の保存管理を推進し、市は積

極的にこれを支援する体制を検討する。すでに地域の文化財等に関する保存団体（保存会）がある場合は、これらの積極的な活用・育成支援に努める。

②保存活用する人材の育成

有形文化財のみならず、制作技術や作法、生業なども継承していくために人材育成についても積極的に支援し、継承を助けるための支援（出版物の作成など）に努める。また、歴史的技術を応用した現代的な技術・産業などの育成についても積極的に支援していく。

③様々な分野の施策との連携

各関連文化財群の保存管理に関して、関連施策とも連携して、総合的な保存活用施策が実現できるよう努める。

3 文化財の修理に関すること

文化財の適切な維持修理を計画的に実施するとともに、住み続け、守り続けられる環境を創出する。

(1) 建造物の修理に関すること

文化財としての価値を損なわないように修理を計画的に進める。また、文化財建造物や伝統的建造物群保存地区などに人々が住み続けられる環境を維持、向上し続けるために、耐震化やバリアフリー化などの過ごしやすい環境づくりや、経済的に自立する地域であり続けるための産業施策などに取り組む。

(2) 民俗文化財などの修理に関すること

高山祭屋台や美術工芸品などの有形文化財や、伝統芸能などの無形文化財に使用される用具など、文化財を維持し続ける環境を維持するため修理等への支援を図る。

4 適切な文化財の保存環境を整える施設に関すること

文化財の現状を把握する方法の検討や、保存展示施設の位置付けを見直し、文化財展示施設の活用を図ることで適切な保存環境を維持する。

(1) 文化財の現状把握システムの構築

所有者や市民活動団体などとの協働による文化財の管理手法を検討し、破損等の被害防止や、早期発見による被害拡大の防止などを図るため、協力体制を構築する。

(2) 文化財保存施設の整備

①市有施設における保存

市有施設をコア施設（市全体を対象とする展示施設）、サテライト施設（地域の特性を活かした展示施設）及び収蔵施設に再整理し、各施設の役割を明確にするとともに、各施設の連携により市全体で歴史・文化を体感できる体制づくりを図る。また、既存施設を有効活用し、保存施設の集約化を図る。

②民間所有の保存施設への支援

高山祭の屋台蔵や寺院等での美術工芸品などの保管についても、適切な管理ができるよう収蔵施設の整備などへの支援を行う。

5 文化財の周辺環境の保全に関すること

文化財を取り巻く山林や自然環境などの周辺環境や、新しい建造物などを含め、文化財的価値を評価し一体的に保全を図る。

(1) 文化財と一体となった自然環境の保全

農山村・街道・山林における文化財は、いずれも周辺の山林や自然環境と一体的にとらえてその文化財の価値を評価することが重要であるため、周辺環境も含めて総合的に把握し、できる限り周辺環境の保全にも努める。

(2) 電線地中化など周辺景観の維持向上

電線の地中化、景観阻害建造物の除去など周辺の景観を向上させることにより、建造物や地域の伝統的な活動と一体となった価値の向上を図る。

(3) 復元的建造物などへの評価

新しい建造物（煥章館）等（文化財登録の資格を有する50年を経過していないもの）に関しても、地域の文化財的価値に関連するものについては合わせて保全に努めるとともに、こうした資源の保全活動（例えば、棚田保存会など）についても支援の対象とする。

(4) 周辺環境における取り組みとの連携

周辺環境も含めた総合的な歴史・文化資源の保全管理を実現するために、関連する諸施策や法令、計画との連携を図る。

特に、「歴史的風致維持向上計画」及びこれにもとづく事業との連携、「景観計画」及び市街地景観保存条例との連携、あるいは、中心市街地活性化計画や地域振興計画との連携・調整を行うことで、適切な歴史・文化の保存管理活用を実現するものとする。

6 文化財の防災体制に関すること

文化財を保存しながら防災性能を高めるよう、建築規制緩和を検討しながら、周辺環境や社会的環境を加味し、防災性能が上がるような制度的検討を行う。

(1) 人と文化財を守る防災体制の充実

文化財を保存しながらも防災性能を高めるための方策を検討する。建築基準法等の一般規定については、防火性能を担保したまま、状況に応じて緩和も検討する。また、文化財を単体としてだけでなく、周辺資源や建築物等と一体的に考え、集合的な防災体制を検討する。

(2) 地域の自主防災活動と一体となった防災体制の充実

市内全地区に結成されている自主防災組織との連携などを図るなど、地域全体での防災体制を検討する。

(3) 安心して住み続けられる建造物への改修

建造物の耐震化に対応するための調査を実施し、安心して活用できる支援を行う。

7 文化財の普及啓発に関すること

教 育 地域に愛着を持ち、住み続け、伝統文化を将来にわたり継承していく人材を育成するため、学校等の教育機関と連携して、市民への普及啓発に努める。

施 設 市域に点在する展示・博物館施設をコア施設、サテライト施設として位置付け、民間施設を含めた施設のネットワーク化により、展示や教育プログラムの開発などについて役割の再構築を行う。

観 光 文化財を見学施設としての視点だけでなく、回遊性や観光行動を誘発する資源として活用するため、文化財相互の関連性やストーリー性の普及啓発に努める。

(1) 教育機関との連携

文化財の普及啓発を、「市民が子供たちにどう語ることができるか」の視点でとらえ、学校等の教育機関や伝承芸能保存会などの保存団体と連携して、展示・博物館施設の展示内容や啓発パンフレットの表記などの検討や、学校教育活動で活用できるプログラムの開発などに取り組む。また、子どもたちが自然な形で祭礼や盆踊りなどの伝統文化に参加できるよう、衣装等に対する助成や普及事業の実施など様々な形での支援に取り組む。

(2) 施設のネットワークと役割分担

高山市の歴史・文化を理解する上で貴重な文化財が集積している高山市郷土館及び飛騨民俗村、風土記の丘学習センターを、それぞれ歴史、民俗、考古の分野における「コア施設」ととらえ、また、各地域の民俗文化施設（荘川の里（荘川地域）及び荒川家（丹生川地域）をはじめとする各地域の民俗博物館等）を「サテライト施設」と位置付け、役割分担を明確にする。

(3) 観光資源としての歴史・文化の活用

文化財を、面的な観光行動を誘発する材料として活用するため、文化財の総合的把握を行い、文化財群の総合的な整備や文化財相互の関連性・ストーリーの普及啓発に努める。

第5章 新たな保存活用の考え方 関連文化財群

1 関連文化財群の考え方

(1) 関連文化財群の定義

地域の範囲や歴史的連続性など共通の事項（テーマ）で文化財及びその周辺環境含めて評価し、一体となって歴史・文化を価値付けることのできる文化財等を関連文化財群とする

(2) 関連文化財群ごとの保存活用の意味

有形・無形、記念物など類型ごとに個々の文化財を価値付け、保存活用を図るこれまでの手法では、文化財の持っている地域の地理的、歴史的積み重ねの中で生まれ、守られてきた文化財の価値を全て評価することは困難である。また、一般生活の中で関りが少ないため、市民にとって個々の文化財の価値が分かりにくく、身近な存在ではなくなっている。

今後は、文化財だけでなく周辺環境や関わる人々の活動を含めた空間を評価することにより、市民が身近に感じながら、文化財等の継承に関わることへの意識を高めていくとともに、観光客などにも新たな魅力を提供することで、地域の付加価値を高めていく必要がある。

(3) 関連文化財群の設定の考え方

～「継承」・「つながり」をキーワードに、豊かな歴史・文化を考える～

①関連文化財群設定の方針

関連文化財群の定義に基づき、以下の特徴を一つ以上持つ文化財群について、重点的に関連文化財群を設定する。

- ・街道を通じて地域間（「中央（市街地）」と「周辺部（農山村）」等）の間で文化が伝播し、独自文化との融合が見られる文化財群。
- ・各地域で独自の文化が育まれながらも、飛騨という同一文化圏としてのまとまりを有している文化財群。
- ・文化財等に対する価値観が現代の生活の中にも自然な形で受け継がれている文化財群。

②関連文化財群を構成する文化財等

- ・構成する文化財等は、指定・未指定を問わない。
- ・歴史の新しいものであっても、地域の伝統的な意匠や風習等を継承するため評

価できるものについては、関連文化財群の構成文化財等とする。

- ・ 関連文化財群が市内全域に広がる場合、関連文化財群に特定の地域は定めず、テーマに沿った文化財等を、周辺環境を含めて関連文化財群の構成文化財等とする。
- ・ 構成する文化財等の一部に、群としてのまとまりがある場合は、関連文化財群の内部にさらに関連文化財群を設定する。
- ・ 一つの文化財等が複数の関連文化財群の構成文化財として評価できる場合は、それぞれの関連文化財群の構成文化財等とするとともに、「関連文化財群間の接合点」として積極的に評価をする。

③ 関連文化財群を構成する文化財等の例

- ・ 特定地域をテーマとして関連文化財群を設定する例

特定地域に所在する神社などの建造物や境内の天然記念物など有形の文化財等と、そこで行われる祭礼や祭料理などの民俗風習、地域での伝承の手法など。

- ・ 地域間の交流をテーマとして関連文化財群を設定する例

城下町高山と農山村地域との間での物流や交流、建造物の意匠や祭礼などの文化の伝播などを物語る有形・無形の文化財等と、それを媒介した街道や周辺環境など。

- ・ 歴史的連続性をテーマとして関連文化財群を設定する例

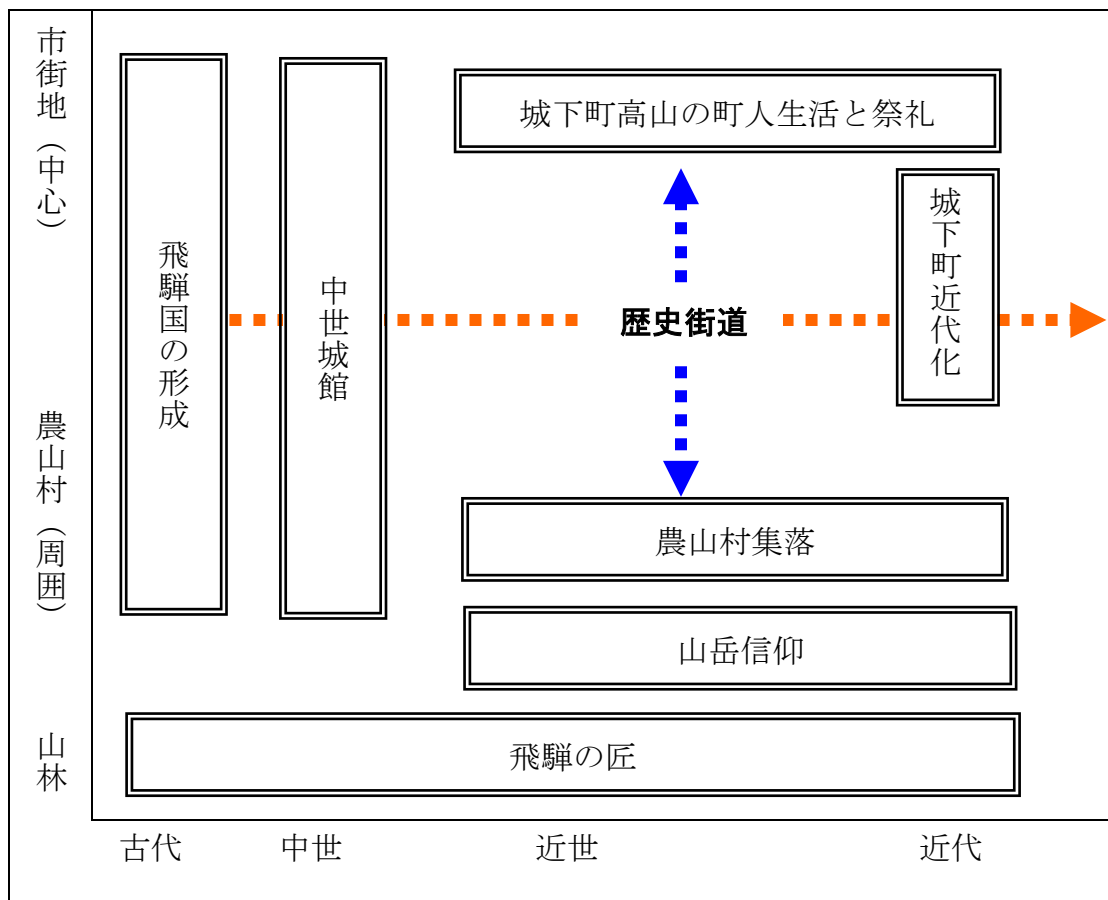
飛騨の匠など木を扱う技術者の集団の歴史を物語る史資料や伝承、一刀彫や飛騨春慶などの伝統工芸、高山祭屋台などの作品、古代から現在に続く木材加工技術、家具産業など木に関わる技術など。

(4) 関連文化財群

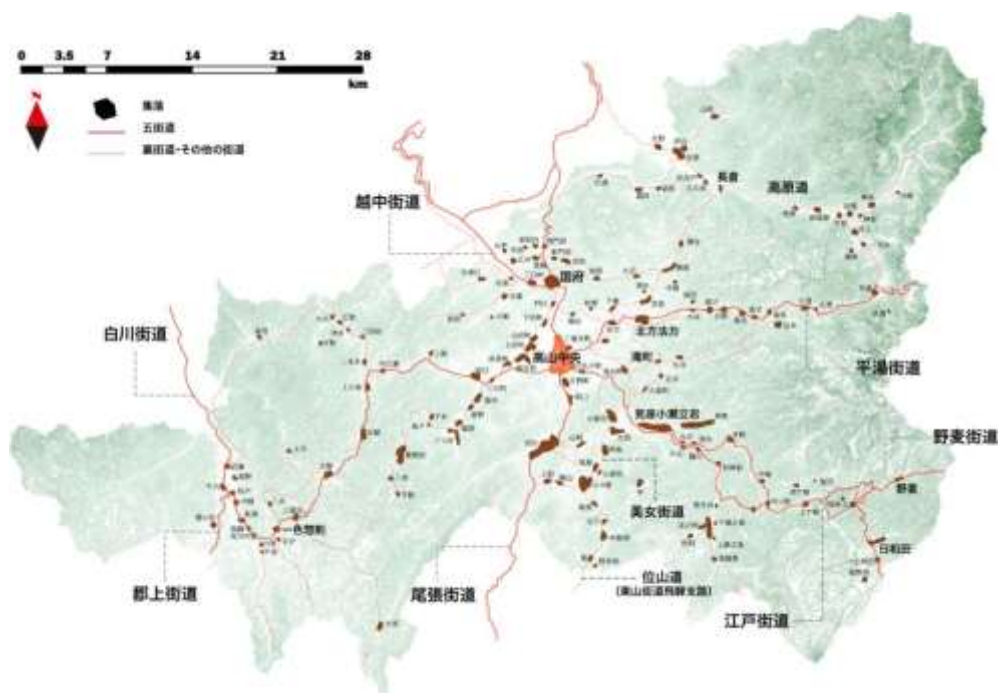
文化財群	設定の理由	構成要素
1 城下町高山の町人生活と祭礼	<p>近世以降の飛騨地域における文化・経済・行政の中心地として、周囲の農山村にも街道を通じて大きな影響を与えてきた範囲である。</p> <p>また、伝統文化に対する保存意識の高さにより、祭礼など民俗風習などが現代に継承されており、さらにはこれを地域資源として活用を図ってきた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・祭礼を中心とした地域コミュニティ ・城下町都市構造の継承 ・町人文化の継承
2 歴史街道	<p>山地が多くを占める飛騨では、街道の道筋は現代も概ね変わっていない。このため過去から現在においても、伝播の媒体としての役割を保っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化伝導の媒体としての街道 ・現代に続く交流の歴史
3 農山村集落	<p>山地に点在する農山村集落は、街道を通じ城下町や圏域外の文化を吸収し、飛騨圏域として類似の部分を持ちながら、独自の文化を保持している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史街道と集落の形成 ・地域の環境と城下町からの伝播の混交

文化財群	設定の理由	構成要素
4 飛騨国の形成	古代に「飛騨国」が形成され、現在の高山市を中心とする飛騨地方の一体的な文化が形成される原点となっている。	・古墳群と国分寺など古代から継承されてきた文化財
5 中世城館	中世は、各地で豪族が群雄割拠したため、一体的な行政が行われなかった時代であり、現在でも地域の文化的な特性に特徴を残している。	・中世の支配分布を表す城館の配置と史跡
6 山岳信仰	飛騨山脈、御岳、白山山地などに囲まれた地理的環境により、山岳信仰は民俗文化に大きな役割を果たした。山を対象にした風習が今も各地域に残っている。	・石仏など宗教登山遺構 ・円空仏の分布と山岳信仰関連文化財
7 飛騨の匠	飛騨の匠の記録など、木と関わり、木を活かした生活文化を継承してきた。これは、江戸期における飛騨春慶などの木工産業から現代の家具産業、伝統的な木造建築技術につながっている。	・巨樹などの天然記念物 ・位山道など都造営と木工技術の関連文化財 ・祭屋台や建造物の技術、意匠に見られる技術の伝承 ・飛騨春慶などの伝統工芸と飛騨家具への継承
8 城下町高山の近代化	明治以降の近代化の流れと伝統的な文化が、都市の中で空間を分けて継承されている。	・近代化遺産建造物群 ・産業近代化遺産

(5) 関連文化財群の関係図



(6) 関連文化財群の位置図



2 関連文化財群の概要

(1) 城下町高山の町人生活と祭礼



祭礼：屋台とまちなみ



宵祭りと町並み



御神幸の行列と町人地の町並み



火消用具のコレクション

高山市の歴史文化資源として重要なものに、金森氏を起点とする城下町高山に関するものがあり、三町伝統的建造物群保存地区などをはじめとして、1970年代から継続的に保存の努力が積み重ねられている。また、こうした歴史的町並みの周辺にも、かつて武家地であった空町、寺町として配された東山寺院群、自然の堀として利用された江名子川など城下町を形成する様々な要素がパッチワークのように計画的に配されており、こうした周辺要素が総合的に保全活用される必要がある。

①城下町の構成に忠実な都市構造の継承

城下町は、城郭を中心に、武家地・町人地・寺社地・堀等が総合的に計画されている。

②祭礼を中心とした町人文化と地域コミュニティ

町並みと同様に高山城下町に根付いているのが、高山祭を中心とした祭礼とこれを基にしたコミュニティである。高山祭では、祭礼とともに地域（屋台組）ごとに豪華絢爛な屋台が継承され、これを収納する屋台蔵など、屋台を中心とした地域文化も継承されている。こうした文化は、城下町にとどまらず、周辺地域に伝播している。

③町人文化の現代的「継承」

全体の調和を重んじる「相場」文化など、高山城下町に醸成された有形・無形の町人文化も貴重な歴史文化である。しかも、こうした文化が、遺産ではなく自然と現代に継承されている点が高山の文化の特徴である。



関連文化財の構成要素

- ①城下町の構成に忠実な都市構造の継承

城下町を構成する多様な要素とその関係性を継承する

 - 1) 高山城と高山陣屋
 - 2) 武家地と空町
 - 3) 町人地と町並み
 - 4) 東山寺院群 (寺町)
 - 5) 川沿いに展開する高級住宅地
 - 6) 城下町周辺の眺望とまちかど
 - 7) 秋葉講と防火システム
- ②高山祭を中心とした城下町の祭礼文化

城下町で展開した祭礼を有形・無形の融合から見る

 - 1) 高山祭と祭礼空間 (寺社)
 - 2) 屋台と屋台空間 (屋台・屋台蔵とその周辺・屋台組・ルート・曳揃え)
 - 3) 祭礼行事や芸能
 - 4) 町人地に広がる祭礼民俗文化 (町並み・飾り・食文化・装束等)
 - 5) 飛騨全体への祭礼の波及
- ③町人文化の「継承」

自然と現代に継承されている高山の町人文化

 - 1) 町家空間の継承；鉄砲町
 - 2) 町人芸術文化の継承 (飾り物、宗和流本膳料理)
 - 3) 町人の食文化 (めでた・宴)

主な構成要素

1) 政治の中心地	高山陣屋跡【国・史】、高山城跡【県・史】、旧高山町役場【市・建】
2) 町人地と町人文化	三町伝建地区【国・伝建】・下二之町大新町伝建地区【国・伝建】等
3) 空町と武家地	角正【市・建】・えび坂【未】・煥章館【未】ほか
4) 江名子川	
5) 東山寺院群	雲龍寺鐘楼門【市・建】・宗猷寺本堂【市・建】・同庭園【市・名】他
6) まちかどと眺望	東山風致地区・城山風致地区他
7) 防火システム	各地の秋葉神社【有・未ほか】 火消用具 (愛宕講【市・有民】、神明講【市・有民】、東講【市・有民】) 桧垣(吉島家)【国・建】、卯立【未】ほか
1) 高山祭と祭礼空間	高山祭【国・無民ほか】、日枝神社・桜山八幡宮【市・建ほか】 高山山王祭礼行列絵巻【未】 祭礼の行事 (獅子舞・鶏闘楽・御神幸・御巡幸)【国・無民】
2) 高山祭の屋台行事	屋台【国・有民】、屋台蔵【伝他】、屋台組【未】 屋台修復技術 (祭屋台等製作修理技術者会) 高山屋台保存会関係資料 曳揃え (安川通り・表参道・神明町通り・さんまち通り) からくり奉納 (高山陣屋前・桜山八幡宮境内)
3) 町人地の祭礼民俗文化	当番飾り【未】、提灯・幕【未】、袴・白丁・屋台曳衣装
4) 祭礼の波及	神楽台と屋台蔵 (飛騨総社他) 神楽台と屋台蔵【立岩・甲・万石他】
1) 町家の継承	鉄砲町の町並み【未】
2) 町人芸術文化の継承	飾り物【未】、宗和流本膳料理
3) 町人の食文化	めでた【未】

(2) 歴史街道



平湯街道



尾張街道



江戸街道

地形の制約上限定される街道のルートであるが、古代から都と国府の往復のために整備された街道をはじめとして、中世には、千光寺道などいくつかのルートが自然発生的に通っていた。16世紀に金森氏によって、城下町高山を中心として東西南北に整備された街道筋（五街道）は、近世以降現代に至るまで、少しずつルートをずらしながらも、飛驒の交通・流通を支える骨格となっている。五街道はいずれも町人町に集まっており、各地から運ばれた物資によって町人経済は発展し、各地の文化の流入により豊かな町人文化が醸成された。同時に、城下町高山の文化はこの街道を通じて、周辺部へと伝播していった。

①五街道を中心とした文化の伝播

高山市街地を中心として他地域へとつながる街道は、古くは古代の官道である位山道（東山道飛驒支路）があるが、本格的には、北は富山と結ぶ越中街道、東は江戸（信州）街道、南は、下呂から下り、位山道と途中で一致する尾張（益田）街道、西は、郡上もしくは白川へと向かう郡上・白川街道と、城下町を中心として東西南北に向かう五街道が金森氏の手によって整備されており、各地の物資や人材の移動により高山に富がもたらされた。

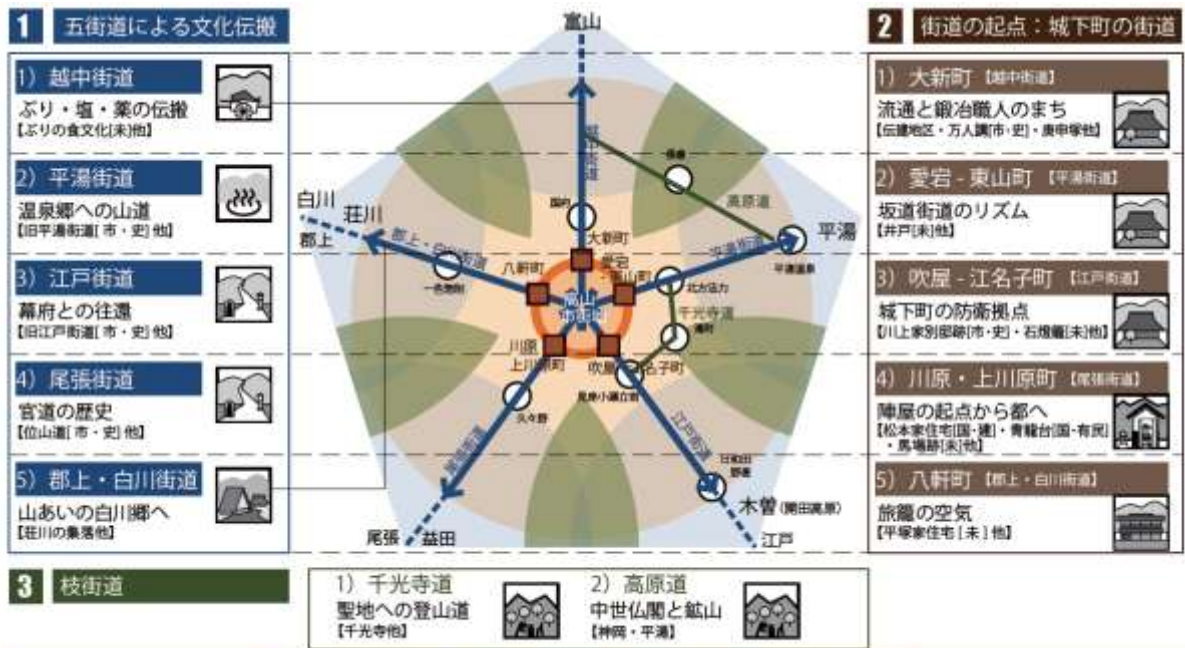
また、周辺農山村集落は、こうした街道あるいは枝街道沿いに位置しており、街道ごとに独自の生活文化を醸成している（詳細は農山村集落関連文化財群にて記載）。

②街道と城下町の「接点」

金森氏により整備された主な街道は高山市街地をハブとして、東西南北（全国）からつながっている。特に、塩やブリなどの流通路であり、鍛冶職人の多かった越中街道、寺社沿いの坂道に町家の庇が連なる平湯街道、城下町の防衛拠点としての江戸街道、陣屋の起点でもある尾張街道、宿場町の空気を残す郡上・白川街道など、城下町からの出発点（到達点）を街並みを見ると、各街道の特徴が今でも継承されている。

③枝街道によるつながり

上記の五街道のほか、これらの街道同士をつなぐルートの枝街道も発達しており、中世から利用されていた千光寺道や、鎌倉時代開基の寺院が並ぶ高原道など、枝街道の存在によって飛驒地域のネットワークが形成されている。



文化伝播の媒体、歴史街道にまつわる関連文化財群

関連文化財の構成要素

①五街道を中心とした文化の伝播

- 1) 越中街道：ブリ・塩・菓を富山から運ぶ
- 2) 平湯街道：平湯温泉までの山間ルート
- 3) 江戸街道：高山線開通まで江戸までの主要街道
- 4) 尾張街道：かつての位山街道ともルートが重なる

高山陣屋から岐阜・尾張・関西地方へ

- 5) 郡上・白川街道：郡上・白川郷へのみちのり

②街道の起点：城下町内部における街道の町並み

- 1) 大新町【越中街道】：ぶり街道とも呼ばれる流通（塩・ブリ・菓等）と鍛冶職人のまち
- 2) 愛宕町【平湯街道】：かつては、平湯温泉へと向かう街道筋に、リズム感のある町家が並んでいる
- 3) 吹屋町- 江名子町【江戸（野麦）街道】：城下町の防衛拠点として扶持人長屋が連続していた街道
- 4) 川原町・上川原町【尾張（益田）街道】：高山陣屋に最も近い通り。南側には馬場も存在していた。
- 5) 八軒町【郡上・白川街道】：郡上・白川街道を往来する人々の旅籠の雰囲気は今でも残る街道

③枝街道の関連文化財群

- 1) 千光寺街道
- 2) 高原道【神岡- 平湯】

主な構成要素

1) 越中街道
部分的に旧市道残存【未】
2) 平湯街道
平湯街道 0.5km 【市・史】 高山地域
3) 江戸（野麦）街道
江戸街道 6km 【市・史】 高山地域
朝日地域市道【未】 朝日地域
高根地域市道【未】 高根地域
4) 尾張（益田）街道
位山道【市・史】、位山街道道標【市・史】
尾張街道 3.5km 【未】 市道
5) 郡上・白川街道
新宮町内自主的保存【未】

1) 大新町（越中街道）
下二之町大新町伝建地区【国・伝建】
宮地家住宅【国・建】
桐生町万人講【市・史】・子安地藏【国・伝建】
2) 愛宕町- 東山町（平湯街道）
庇の並ぶ現代町家の町並み、井戸、鍵の手【未】
3) 吹屋町- 江名子町（江戸（野麦）街道）
町年寄川上家別邸跡【市・史】、常夜灯【未】
4) 尾張（益田）街道
青龍台・屋台蔵、大国台・屋台蔵
松本家住宅【国・建】、町家建築【未】
馬場道【未】
5) 八軒町（郡上・白川街道）
旧旅籠建築【未】 平松家・米沢家等

1) 千光寺道
2) 高原道

(3) 農山村集落



農地・屋敷・寺社・社倉・山々が一体となった風景（一色惣則集落）



地域の風土に調和した民家
（北方・法力集落）



地域の中心：寺社と屋敷林
（一色・惣則集落）



地域の伝統民家
（西家住宅：野麦集落）



地域の民俗文化
（馬頭観音：日和田集落）

険しい山地に囲まれた中に広がる飛騨地域の農山村は、その険しい地形のためにそれぞれが点在しており、集落ごとに独自の地域文化が育まれている。厳しい気候と急傾斜の地形で土地も肥沃でないことから、農業を中心とした生業においても独自の工夫が施された。そのため、山林を活かした林業や採取業や、養蚕などが展開するとともに、斜面地と格闘しながら少しでも農業生産を行う工夫が随所にあらわれている。

①街道沿い・裏街道沿いの農山村集落

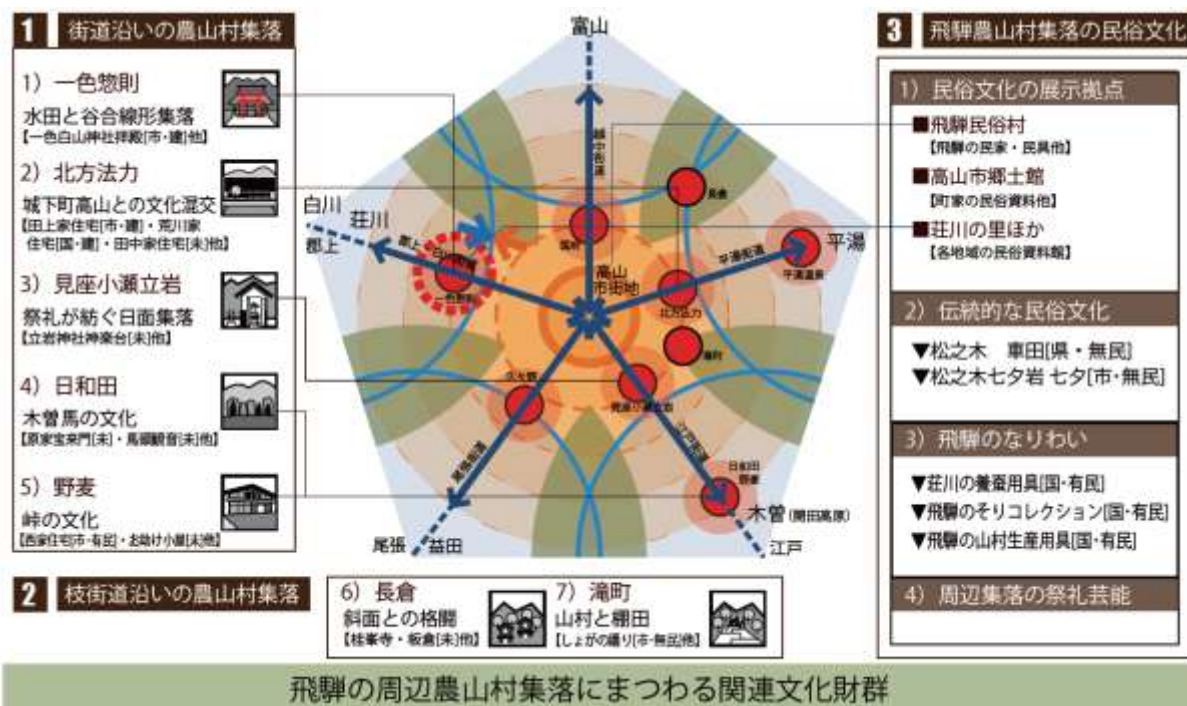
これらの農山村集落は、水も得やすくわずかながらに平地を形成している河川沿いに集中しており、この河川沿いを貫く街道によって他の地域とつながっている。集落の配置も農村集落であると同時に街道集落としての性格も色濃く、街道（五街道）・枝街道（千光寺道・高原道など）に沿って集落が形成されているというのが、飛騨の農山村集落の特徴でもある。また、これら農山村集落は、この街道を通して他地域との文化交流を図っており、集落の歴史文化にも市街地の文化・周辺文化との「混交」がみられる点が特徴的である。特に、高山市街地に近い集落では、民家建築の町家化・持ち送りなどにも表れている通り、市街地の文化的影響が色濃く、市街地から離れるに従って徐々にその性格は薄れながら、市域の境界まで行くと今度は徐々に周辺地域の文化的影響が色濃くなる様子が、民家建築の様式などに表れている。

こうした、斜面地（山脈）に広がる街道沿いの特徴的な飛騨の周辺農村集落で育まれた地域独自の農村文化と、街道を通して浸透したに関する文化財群の特徴は、i 農山村の生活、ii 農山村の生業、iii 農山村の祭礼、iv 農山村の民俗、v 農山村の環境・資源などを見ることで、飛騨地域の共通する農山村集落の特徴の中に、各地域の独自性や中央・周辺文化との重なり合いがみられ、非常に特徴的な歴史文化の一端を見ることができる。

②農山村集落の民俗文化

こうした、飛騨地域の農山村集落における民俗風習は、今でも各集落で継承されているものもあるが、車田など、保存会によって継承されているものもあるほか、棚田などの風景を守り育てる活動が各地で実施されている。

また、民家や民具は飛騨民俗村や荘川の里などの民家園や各地の歴史民俗資料館に移築・集約され、保存活用されている。



関連文化財の構成要素

- ①街道沿いの農山村集落
 - 1) 一色・惣則集落【郡上・白川街道：荘川地域】
荘川の文化と白川や高山の文化の伝播混交
 - 2) 北方・法力集落【平湯街道：丹生川地域】
水田を中心とした線形農村集落の安定
 - 3) 見座・小瀬・立岩集落【江戸街道：朝日地域】
祭礼を中心とした日面集落のつながり
 - 4) 野麦集落【江戸街道：高根地域】
「峠文化」の農村集落
 - 5) 日和田集落【江戸街道：高根地域】
木曾馬を中心とした木曾-飛騨混交文化
- ②枝街道沿いの農山村集落
 - 6) 長倉集落【高原道：上宝地域】
斜面と格闘する農村文化
 - 7) 滝町集落【千光寺道：高山地域】
里山との共生と活用
 - 8) 平湯温泉郷【平湯街道：上宝地域】
温泉文化と農村集落
- ③飛騨の農山村集落の民俗文化
 - 1) 飛騨民俗文化の展示拠点
飛騨民俗村・荘川の里
 - 2) 特色ある伝統的な民俗文化
車田・七夕岩七夕
 - 3) 飛騨のなりわい(林業・養蚕・棚田)
 - 4) 周辺集落の祭礼芸能(各集落)
 - 5) 地域を表す伝統民家

主な構成要素

1) 一色・惣則集落(荘川地域)
荘川の里(三島家住宅【県・建】・山下家住宅【市・建】ほか)
一色白山神社(拝殿【市・建】・舞台【市・有民】とその周辺)
2) 北方・法力集落(丹生川地域)
生津家住宅【未】
荒川家住宅 付棟札【国・建】
田上家住宅 附板図及び土蔵棟札【市・建】
3) 見座・小瀬・立岩集落(朝日地域)
立岩神社神楽台および屋台蔵【未】(立岩集落)
4) 野麦集落(高根地域)
西家住宅【市・有民】
5) 日和田集落(高根地域)
原家宝来門
木曾馬文化財群

6) 長倉集落(上宝地域)
長倉の板蔵群【未】川辺家板蔵ほか
桂峯寺と文化財群【県・絵ほか】、神明神社
百観音例大祭【未】
7) 滝町集落(高山地域)
吉野朝時代の伝説地【市・史】

1) 飛騨民俗文化の展示拠点
飛騨民俗村【国・有民他】文化財多数保存
荘川の里【未・有民他】荘川地域
2) 特色ある民俗文化
車田【県・無民】松之木町
松之木七夕【市・無民】
3) 飛騨のなりわい
荘川の養蚕用具【国・有民】
飛騨の山村生産用具【国・有民】

(4) 飛騨国の形成



国分寺（総和町）



国分寺三重塔

飛騨地域では、古くは縄文時代から人々が生活を築いており、縄文遺跡も多く発掘されている。とりわけ、国府町では、縄文時代草創期の遺跡や中期の集落遺跡、弥生期の稲作を伝える遺跡など、古い時期の遺跡や、古墳などが数多く残っており、古くから発達していた集落であることを伝えている。また、飛騨国府の位置は不明なもの、国府町（広瀬町）にあったとされる説もあり、古代寺院の史跡も多く残っている。

律令制以降は、全国国府に国分寺・国分尼寺が建立されると、飛騨国では、高山盆地に国分寺（総和町）、国分尼寺（本町）ともに建立された。総社も同様にして建立されたと推定されており、国政は、この頃には既に高山盆地を中心として現在に至っている。庸調の代わりに建築工事の匠丁を供するため、都から飛騨へ官道（東山道飛騨支路）が整備され、駅が配されると、飛騨匠はこの道を通じて、都と飛騨の国を往復した。

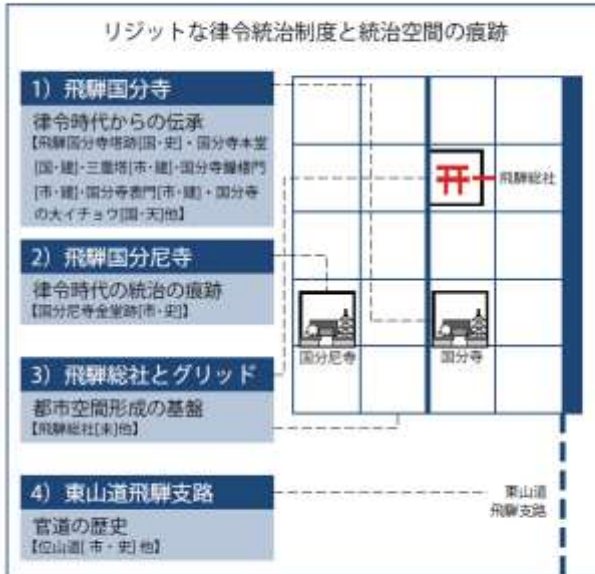
①飛騨国造から国府（「こふ」）へ（国府町）

現在の国府町には、縄文遺跡（村山遺跡、森ノ木遺跡等）、弥生遺跡（深沼遺跡等）が存在する。古墳（三日町大塚古墳・亀塚古墳など）も多く見られ、飛騨の古墳の3/4が国府町に集まっている。こうした古墳の存在や、古代寺院の存在（石橋廃寺）や、「こふ（国府）」という地名の存在（こう峠口古墳など）から、当時の国府は国府町にあったとする説もある。その後も、良好な稲作地帯として発展を続け、平安期の寺社（渡瀬神社、荒城神社、阿多由太神社）、中世以降の寺社（安国寺）なども多く残り、また近世近代の街並みも多く残されている。

②国分寺・国分尼寺と高山盆地の発展（宮川西側市街地）

律令制施行に伴って、飛騨の国にも国分寺（8世紀中頃、総和町）及び国分尼寺（岡本町）、が設置され、この頃にはすでに高山市街地が中心として位置付けられていることがわかる。これらは、当時の痕跡を残す史跡（国分寺七重塔心礎）を残すほか、国分寺は、少しずつ姿を変えながら現在に至るまで継承されている（国分寺本堂、三重塔、鐘楼門、表門）。また、平安期には飛騨総社も建立されたと考えられており、飛騨総社と国分寺を結ぶ軸線を中心とした条里制の痕跡が現在でもみられ、こうしたグリッドパターンで古くから都市整備がなされていたとする説もある。

1 国分寺・国分尼寺と律令制ネットワーク



2 古代からの歴史を受け継ぐ国府町の寺社史跡群



古代飛騨国の形成と国府町の都市形成にまつわる関連文化財群

関連文化財の構成要素

①国分寺・国分尼寺と律令制ネットワーク

1) 国分寺

律令制時代の史跡【国分寺塔跡・大イチョウ】
国分寺を受け継ぐ建築物
【国分寺本堂・三重塔・鐘樓門・表門】

2) 国分尼寺

【国分尼寺金堂跡】

3) 飛騨総社の軸線とグリッドプラン

4) 東山道飛騨支路（位山道）：再掲

②古代からの歴史を受け継ぐ国府町の史跡群

1) 縄文時代から弥生時代にかけての遺跡群

【村山遺跡・森ノ下遺跡・深沼遺跡】

2) 飛騨国と古墳群

【三日町大塚古墳・亀塚古墳】

3) 「こふ」の史跡群と古代寺院

【こう峠口古墳・石橋廃寺・光寿庵跡】

4) 稲作基盤の平安寺社群

【渡瀬神社、荒城神社、阿多由太神社】

5) 中世以降の都市発展

【安国寺経蔵、国府町の町並み】

主な構成要素

1) 国分寺総和町1丁目83番地
飛騨国分寺塔跡【国・史】奈良（8世紀）
国分寺本堂【国・建】室町（15世紀）
三重塔【県・建】文政4年（1821）
国分寺鐘樓門【市・建】桃山（16世紀）
国分寺表門附棟札【市・建】江戸（18世紀）
宝物品（太刀無銘・神鏡・鰐口・梵鐘）
飛騨国分寺の大イチョウ【国・天】
2) 国分尼寺岡本町2丁目
国分尼寺金堂跡【市・史】平安時代
木造観世音菩薩立像【国・彫】平安時代（国分寺蔵）
3) 飛騨総社
4) 位山道
1) 縄文-弥生時代の遺跡群
2) 飛騨国と古墳群
広瀬古墳【市・史】古墳時代
南垣内古墳（円形周溝墓）【市・史】5世紀
洞ノ口1号古墳【市・史】古墳時代
3) 国府（こふ）の史跡と古代寺院
こう峠口古墳【県・史】古墳時代
石橋廃寺塔心礎【市・考】奈良時代
光寿庵跡出土瓦【県・考】奈良時代
3) 平安期の神社群
荒城神社本殿【国・建】
荒城神社神像【県・彫】平安時代
阿多由太神社本殿【国・建】
4) 中世以降の地域発展
安国寺経蔵【国宝】室町時代

(5) 中世城館



急峻な地形を抱える飛騨地域は、周囲の国々と隔絶され、戦国時代、金森氏の入城を迎えるまであまり大きな外部侵略を受けず、険しい地形を用いた山城による地域支配が実現されていた。また、在地土豪国人（江馬氏、三木氏等）の城館の発展と、外部勢力（織豊武将）による城館及び改修について、異なる特徴を把握することができる。

①大野郡附近の城館（久々野地域・朝日地域・高根地域・高山地域・宮地域・丹生川地域・清見地域）

遺構上城館として確認できるものが34城ある中、全長300mを超えるものが松倉城・尾崎城・鍋山城・三仏寺城・山下城・高山城と6城確認されている。松倉城・高山城・鍋山城などは、金森氏等の織豊武将の手による築城・改修跡があり、大きな石垣（総石垣造り）等が特徴である。一方、土豪の三木氏が居城していた三仏寺城等は、畝状空堀群等の中世型城郭技術が特徴である。また、三仏寺城主郭から乗鞍岳、山下城主郭から御嶽山の眺望が確認でき、山岳信仰との関係の可能性も見受けられる。

②吉城郡の城館（上宝地域・国府地域及び飛騨市河合町・宮川町・神岡町・古川町）

飛騨北部には、城館が集中しており、遺構上城館として確認できるものが49城ある中、全長300mを超えるものが12城確認されている。三木氏の入城された高堂城・広瀬城（とその間の尾根に並ぶ小城）、姉小路氏が居城とした小島城や岡前館、江馬氏の居城であり、大規模な塹堀の残る高原諏訪城、梨打城、居館跡である江馬下館などが見られる。

関連文化財の構成要素

中世城館跡【県・史】、【市・史】

①大野郡付近の城館

一之宮町（山下城跡）、久々野町（牛臥山城址、城側古城址、久々野城址）、丹生川町（尾崎城跡、森ヶ城跡）、荘川町（向牧戸城跡）ほか

②吉城郡付近の城館

国府町（広瀬城跡、高堂城跡、梨打城跡）ほか

主な構成要素

1) 大野郡付近の城館
牛臥山城址【市・史】久々野町
城側古城址【市・史】久々野町
久々野城址【市・史】久々野町
山下城跡【市・史】一之宮町
尾崎城跡【市・史】丹生川町
森ヶ城跡【市・史】丹生川町
向牧戸城跡【市・史】荘川町
2) 吉城郡付近の城館
広瀬城跡【県・史】国府町
高堂城跡【県・史】国府町
梨打城跡【市・史】国府町

(6) 山岳信仰



白山・乗鞍岳・御嶽山・槍ヶ岳（穂高連峰）という名峰に取り囲まれた高山において、山岳信仰は地域の民俗文化においても大きな役割を果たしている。

特に、白山信仰は、飛騨西部を中心に各集落にも広く浸透しており、各地に白山神社が建立されている。

高山宗猷寺南裔上人の後、登山道が荒廃していた飛騨山脈（北アルプス）では、文政6年（1823）、播隆上人によって笠ヶ岳が再興された。また、現在でも各山への登山および山岳信仰は継承されており、登山に関する資料は山岳資料館（飛騨の里内）によく集められている。

また、こうした中で、仏像を造りながら全国を巡歴した僧侶、円空上人は延宝年間（1673～81）にはじめて飛騨に入ったと考えられ、千光寺などをはじめとして数回にわたり飛騨を訪れ、この地に多くの仏像を残している。荒削りで躍動感あふれる円空仏は、旅先の人々のために造られ、庶民的な仏像として広く大切にされている。

関連文化財の構成要素

①山岳信仰にまつわる歴史的資源

- 1) 山岳資料館
- 2) 登山関連資料
- 3) 石仏などの登山遺跡群

②円空仏と円空の道

- 1) 円空仏とその保護に関する関連文化財
- 2) 円空にまつわる伝承の関連文化財

主な構成要素

1) 山岳信仰と登山	
白山神社	一色白山神社拝殿【市・建】など
山岳資料館	飛騨民俗村内・洋風建築【登】
登山関連資料	【高山市郷土館】 （乗鞍岳案内記・白山登山路略図・乗鞍岳登山案内図） 【上宝地域】 （一里塚【市・史】・迦多賀嶽再興記【市・文】他・上牧太郎之助の石仏【未】・播隆の六字名号【未】）
2) 円空仏と円空の道	
円空彫刻多数	円空作金剛神【県・彫】、円空作不動明王像【市・彫】ほか

(7) 飛騨の匠



屋台彫刻



位山道石畳



蔵柱のイチイ

飛騨地域には、これを取り囲む山脈が織り成す厳しい環境と、豊かな山林・良木・銘木が資源となって、縄文時代から山と一体となって暮らす生活文化や木こり・木地師といった職人が生まれた。また、独自の林業・木材加工技術が生業として発達し、「飛騨の匠」と呼ばれる技術者集団を中心とした木文化として結実することとなる。

①飛騨の山林文化

多様な銘木が多数存在している飛騨地域であるが、特に、一位（イチイ）は、工芸材料として用いられるとともに、天然記念物にも多く指定されている。また、これらの良木を生み出す森林の存在も大変貴重な自然資源として受け継がれている。また、こうした林業にまつわる生業も古くから存在しており、木こりや木地師（工芸等の材料になる銘木を発見し、加工する）などが活躍していたことを示す文化財・資料等も残されている。

②飛騨の匠

庸調の変わりに匠丁の供出が義務付けられていた古代の飛騨国における「飛騨の匠」は、当時から最高級の木材加工技術者であった。その技術は、時代を超えて受け継がれ、建築技術を始めとして、工芸、彫刻等多岐にわたり発展した。江戸期には、町人文化を彩る町並み（神社仏閣や、町家建築など）、屋台および屋台彫刻、家具や家財道具（箆笥・桶）、茶道具（宗和流茶道具）や食器（宗和流本膳料理の膳・椀）、仏像や工芸品に至るまで幅広い形で表れており、多くの作品が現在も残されている。一位一刀彫や春慶塗など、数々の芸術文化も醸成され、その技術自体も現代へと継承されているものや、家具製作など、現代の技術と混ざり合いながら新たな発展を見せている技術もある。

また、系譜としても、その技術は、古代から現代に至るまで、「一門」（谷口一門、川尻一門など）を形成することによって継承されてきた。その存在は、高山・飛騨地域にとどまらず、全国にネットワークを形成している。

③匠の道

飛騨の匠は、古代から匠の道（位山道：東山道飛騨支路）を通じて、都造営や神社仏閣などの重要な建造物の建設に従事するだけでなく、その名声と技術は、幾つもの伝説となると同時に、実際にも全国へと伝搬した。



飛驒の匠と山林文化にまつわる関連文化財群

関連文化財の構成要素

① 飛驒の山林文化

飛驒地域の文化の源である山林資源の関連文化財

- 1) 飛驒の山林山脈
- 2) 飛驒の良木
 - 飛驒の一位（イチイ）樹
 - その他の天然記念物
- 3) 林業を中心とした木材業技術
 - 木地師
 - 木こり
 - 山師

② 飛驒の匠

最高級の品質を誇る木材加工技術者集団の存在と古代から現代にいたるまでの飛驒の匠技術の継承

- 1) 飛驒の匠人物系譜
 - 奈良期（寺社・仏像）、江戸期（建築・工芸）、現代
- 2) 飛驒の匠の工芸品
 - 仏像・一刀彫・春慶塗・茶道具・家具・箆筒・桶・
 - 祭り屋台【屋台・彫刻】
- 3) 飛驒の匠による建築物・建築
 - 寺社・民家・ディテール（持ち送りなど）
- 4) 飛驒の匠の技術

③ 都と飛驒を結ぶ匠の道

飛驒の匠が都と飛驒を往復したとされる古代からの道

- 1) 位山道（東山道飛驒支路）
- 2) 位山道沿いにある歴史資源

主な構成要素

1) イチイ【天然】	計 17 本
治郎兵衛のイチイ、一位森八幡神社社叢、牧ヶ洞のイチイ等	
2) 天然記念物樹木【天然】	計約 90 本
水無神社の大スギ、住吉神社のケヤキ等	
3) 木地師に関わる文化資源	
木地師の集団墓地【市・有民】	
しょがの踊り【市・無民】岩滝民踊保存会	
木地師由来書と制作用具・惟尊親王像【市・歴】	
現代の木地師【未指定】渡辺之夫氏	
1) 仏像	
飛驒匠木鶴大明神像及び版木【市・有民】ほか	
2) 彫刻	
一位一刀彫ほか	
3) 春慶塗・茶道具等	
飛驒春慶、春慶塗用具【市・有民】	
金森の膳・椀【市・工】	
4) 屋台彫刻	
5) 家具・箆筒	
近代の家具工業技術、箆筒（善久寺蔵）【市・工】	
6) 寺社	
国分寺本堂【国・建】、一色白山神社拝殿【市・建】他多数	
7) 民家	
吉島家住宅【国・建】、日下部家住宅【国・建】他多数	
8) 建築技術	
持ち送り（雲）技術【未】ほか	
1) 位山道	
位山道【市・史】、位山道道標【市・史】	
2) 位山道の歴史資源	
水無神社【県・無民ほか】、臥龍のサクラ【国・天】	

(8) 城下町高山の近代化



近世までに積み重ねられた城下町高山の都市構造や歴史文化は、現在においても未だに受け継がれているが、その一方で、これらを基盤としながらも、近代以降の都市化・近代化も行われてきた。鉄道開通も昭和期に入ってから行われた高山では、明治初期においても、それまでの歴史的な生活様式や都市構造が中心であった。

①産業の近代化

近代化の波は、まず、産業の側面から行われており、富国強兵を旗印に内務省によって進められ、高山では、製糸業（開産社、永昌社、三星製糸）などが発達した。また、近代化産業技術（製糸機械[イタリア製糸技術]や医療技術等）が西洋から輸入された。

②西洋技術と西洋文化の流入と洋風建築

同時に、文化についても、西洋技術が導入され、医療技術を始めとして、高山の生活文化にも影響を与えていった。また、こうした西洋文化の影響は、建築物の様式などにも表れており、煥章学校などが洋風建築として建造されたほか、医院や写真館、店舗などを中心として、縦長の窓が特徴的な木造の洋風建築や、煉瓦造の蔵などが、財力も豊かな旦那衆・豪商や知識人などを媒介として建設され、市域にも広がっていった。

③都市の近代化と市街地の拡大

都市構造は依然として大きな変化を起こすことなく、近世の城下町がもつ都市構造を継承し続けていたが、近代化を推進した最も重要な要素は、高山本線の開通と高山駅の設置（1934年）である。これによって、本格的に高山市の近代化が進むとともに、宮川西へと市街地の拡大が進展していった。また、その結果、高山駅及び宮川西部の発展による、市域拡大が進展し、商店街も宮川西部に発達した。同時に、歴史的市街地を結ぶ軸として、東西方向へと町を横切る横丁が整備され、安川通り（国分寺通り）、さんまち通りなどが発展するなど、これまでの町人地の都市構造に新たな都市構造が積み重ねられた。

こうして、高山市には、近世からの城下町の空間構造が色濃く残りながら、近代化による新たな都市空間もその上に重ねられており、特徴的な歴史文化の風景が創出されている。



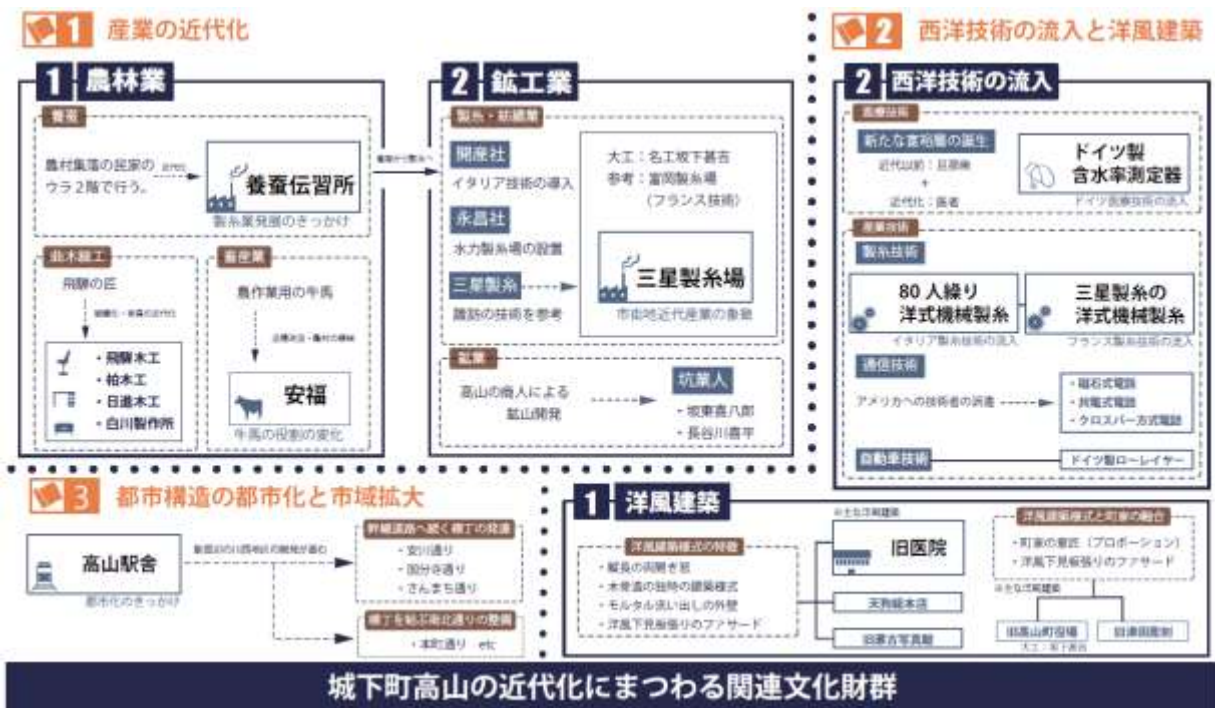
意匠的に復元された煥章館



旧三星製糸工場



旧労働基準監督署の写真



関連文化財の構成要素

①産業の近代化に関連する文化財

産業の近代化

1) 農林業

養蚕

畜産

林業

2) 鉱工業

製糸・紡績業

鉱業

曲木細工と匠

②西洋技術の流入と洋風建築

1) 洋風建築

縦長窓・木骨造などの独特の様式・ファサード

【医院建築・写真館・店舗・その他】

2) 西洋技術

【医療技術・産業技術】

③都市の近代化と市域拡大に関連する文化財

1) 近代化の基点：高山駅と高山本線

2) 横町から幹線道路へ

安川通り・国分寺通り・さんまち通りなど

3) 近代商店街の発展

本町通りと商店街

主な構成要素

1) 農林業の近代化

(1) 養蚕

荘川の養蚕用具【国・有】(飛騨民俗村)

(2) 製糸業

飛騨製糸工場

60人繰イタリア製製糸機械、水車式80人繰様式製糸機械、三星製糸場、三星マーク、三星製糸工場資料【いずれも未】

1) 洋風建築

(1) 医院建築

旧藤井医院、旧村田医院、旧須田医院、うへの工務店【いずれも未】

(2) 写真館

旧瀬古写真館、旧山岸写真館【いずれも未】

(3) 店舗

天狗総本店【国・登】

バグパイプ、motiff、アイリス美容院、ノエル東京堂 駿河屋(旧北陸銀行：本町)ほか【いずれも未】

(4) 和洋折衷

旧高山町役場【市・建】ほか

2) 西洋技術

ドイツ製含水率測定器

1) 近代化の基点

高山駅と高山本線【未】

2) 横町から幹線道路へ

安川通り、国分寺通り、さんまち通り

市街地の横丁・路地【未】

3) 近代商店街の発展

本町通り商店街かいわい【未】

第6章 関連文化財群による保存活用計画

1 関連文化財群と保存活用区域の関係

(1) 関連文化財群と保存活用区域

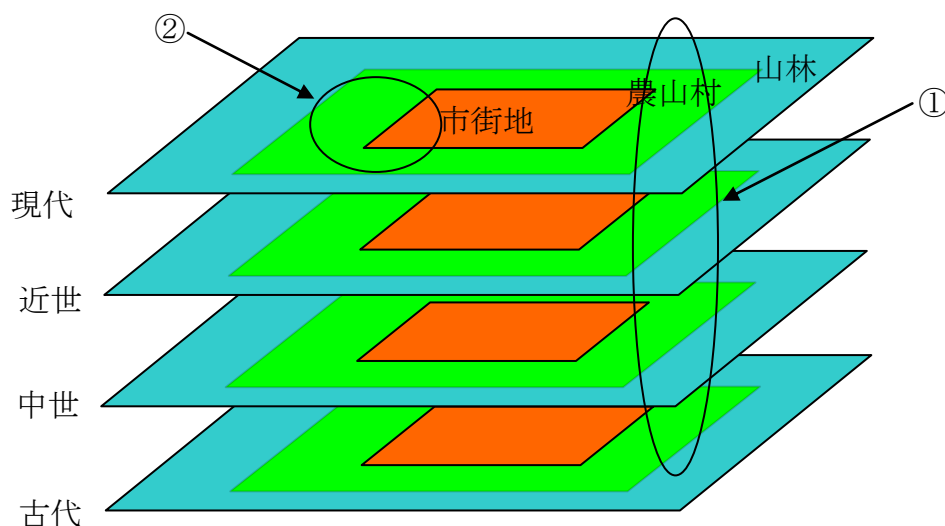
高山市における関連文化財群は、市域全体を「市街地」、「農山村」の枠組みで網羅し、「街道」でつなぎ、この状況が現代まで継承していることを基本に設定されている。そのため、文化財の集積している部分を範囲とするのではなく、文化財を核とした現在まで続く文化空間を想定している。

また、保存活用区域は、現代に継承されている文化財を、それらが持つ文化空間ごとに総合的な視点で価値付けし、それに様々な施策を結びつけ次の世代に継承することを目的にしている。そのため、両者の関係はほぼ同範囲になると想定される。

保存活用区域設定の基本的な考え方

基本的には、関連文化財群の範囲ごとに保存活用区域を設定する。ただし、以下の場合は新たに保存活用区域を設定する。

- ①地域に複合する関連文化財群を総合的に保存活用する必要がある場合
- ②近接する地域において類似する文化財が複数あり一体的に保存活用する必要がある場合。



(2) 歴史まちづくり法の重点区域との関係

高山市は、本構想に先駆けて歴史まちづくり法にもとづく「歴史的風致維持向上計画」を策定し認定を受けている。維持向上計画の目的は、国指定文化財を核に有形・無形の文化財とその周辺の歴史的環境を維持向上させることにあり、本構想が掲げる、つながりと継承のための環境形成事業とすることができる。

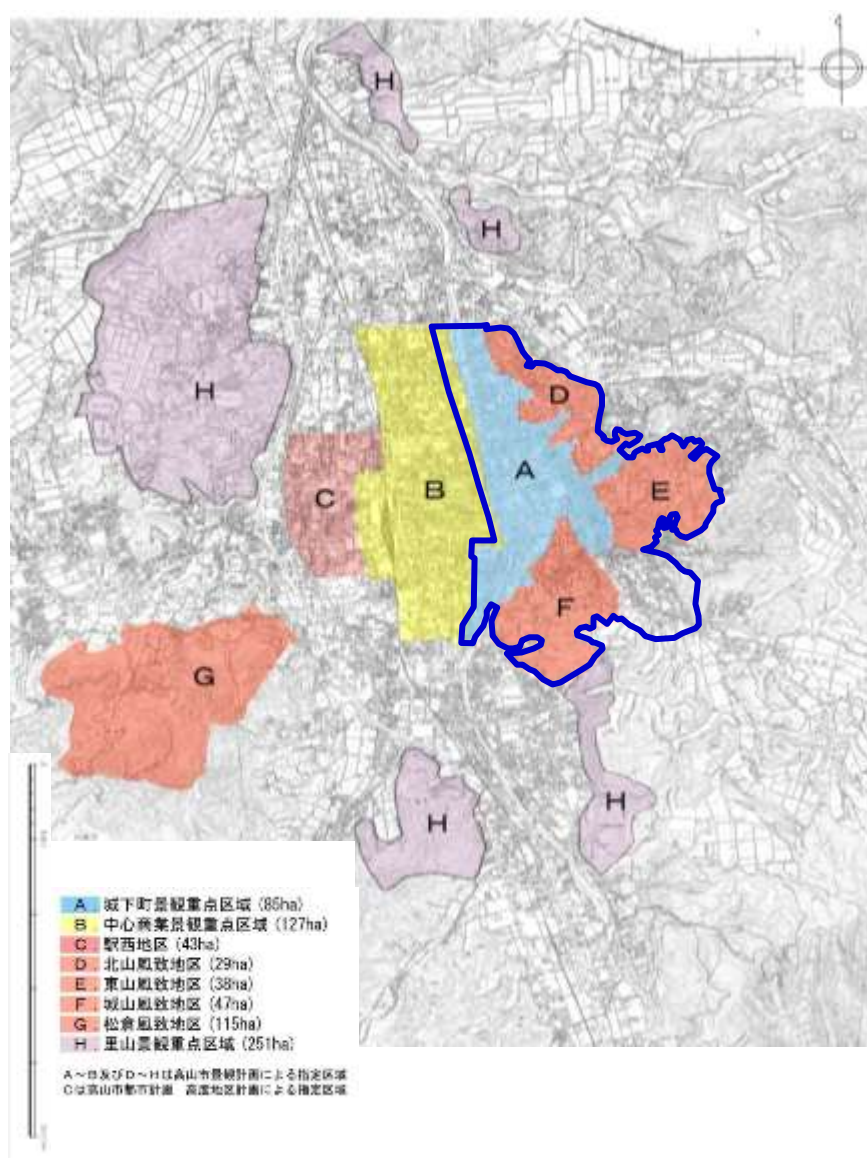
そのため、歴史的風致維持向上計画において設定した重点区域の範囲「城下町高山」は、本構想のコンセプトを先取りした形で設定されており、文化財が集積した比較的狭い範囲での設定であるため、本構想の保存活用区域とは範囲がほぼ重複すると考えられる。

「城下町高山」重点区域以外の箇所については、今後重点区域の拡大も検討するが、基本的に保存活用区域と歴史的風致維持向上計画における重点区域は同じ範囲になるものと考えている。



(3) 景観計画との関係

景観計画では、市域全域を計画区域として、その中で14箇所の景観重点区域を設定している。これらは歴史的景観の優れた地域のほか、山岳や清流などの自然景観が優れた地域や、北アルプスなどの美しい眺望景観に恵まれた地域なども景観重点区域として設定しており、景観重点区域のすべてが本構想による文化財保存活用区域と同範囲になることはない。一方、農村部の景観重点区域は、農山村の歴史的景観を基本として重点区域を設定しているため、農山村関連文化財群の保存活用区域については、これらの景観重点区域と同範囲となることを想定している。



2 保存活用計画における基本的な考え方

(1) 暮らし続けられる文化財の保存活用を実現する

中心市街地や周辺集落では、少子高齢化等の問題によって、文化資源を保存管理する担い手が少なくなっており、文化継承が困難となってきた。文化財の保存がこうした居住人口の低下に拍車をかけることのないように、文化財保護と住環境との協調を図り、歴史・文化を現代生活の中に受け継ぎながら暮らしやすくなるような文化財保存活用計画とする。したがって、文化財の価値を継承すると同時に、居住環境改善に関する支援や、歴史的資産への居住を容易にするための法的緩和、歴史ストックを活用したまちづくりの推進も併せて検討する。

- ①建築物の修理修景支援と情報提供（相談窓口）
- ②文化資源の保存活用活動（まちづくり活動）支援
- ③空家民家の民泊利用などの保存活用方法の検討
- ④市民が文化に参加する施策の検討及び市民が歴史・文化に親しみを持つ普及啓発の実施

(2) 周辺環境と一体となった文化財の保存活用を進める

文化財は、その文化財単体ではなく、その周辺にある地域・環境・文化と一体となって育まれている。したがって、できる限り現位置での保存活用に努め、地域では総合的な文化財の把握と保存活用に努めることとする。特に、周辺集落では、所有者・地域住民・NPO等との連携により、各地域の総合的な資源保存活用を推進する計画とする。

- ①地域（保存活用区域）ごとの保存活用計画
- ②周辺環境施策との連携（風致地区その他）

(3) 「継承」に関わる助成育成制度

有形の文化財の保存修理にとどまらず、高山地域の生活の中に息づく歴史・文化を「継承」するために、技術・人材等に対する助成・支援に努める。

①継承する市民の育成

学校等教育機関との連携などにより、子どもたちが文化財に触れ合う機会や市民が文化財に関わる機会を増やし、身近に感じる意識を高める活動への支援を行う。

職人育成・人材育成・技術育成を積極的に行うことにより、文化財保存だけでなく、無形文化財・民俗文化財等の動的な継承を支援する。特に、木材加工技術、彫刻（一位一刀彫）、塗物（春慶塗）などの製作技術・人材等の育成を図る。

②歴史・文化まちづくり活動への支援

支援計画にもとづく保存活用活動への助成制度など、保存活用の方針にもとづく文化財そのものの保全だけでなく、これに関わるまちづくり活動も支援する。

（４）広域的・総合的な歴史・文化活用

各歴史・文化資源を単体で保存活用するだけでなく、一体となった文化全体への理解を深めるために、広域的かつ総合的な歴史・文化資源活用を検討する。

①地域全体の総合的な歴史・文化活用

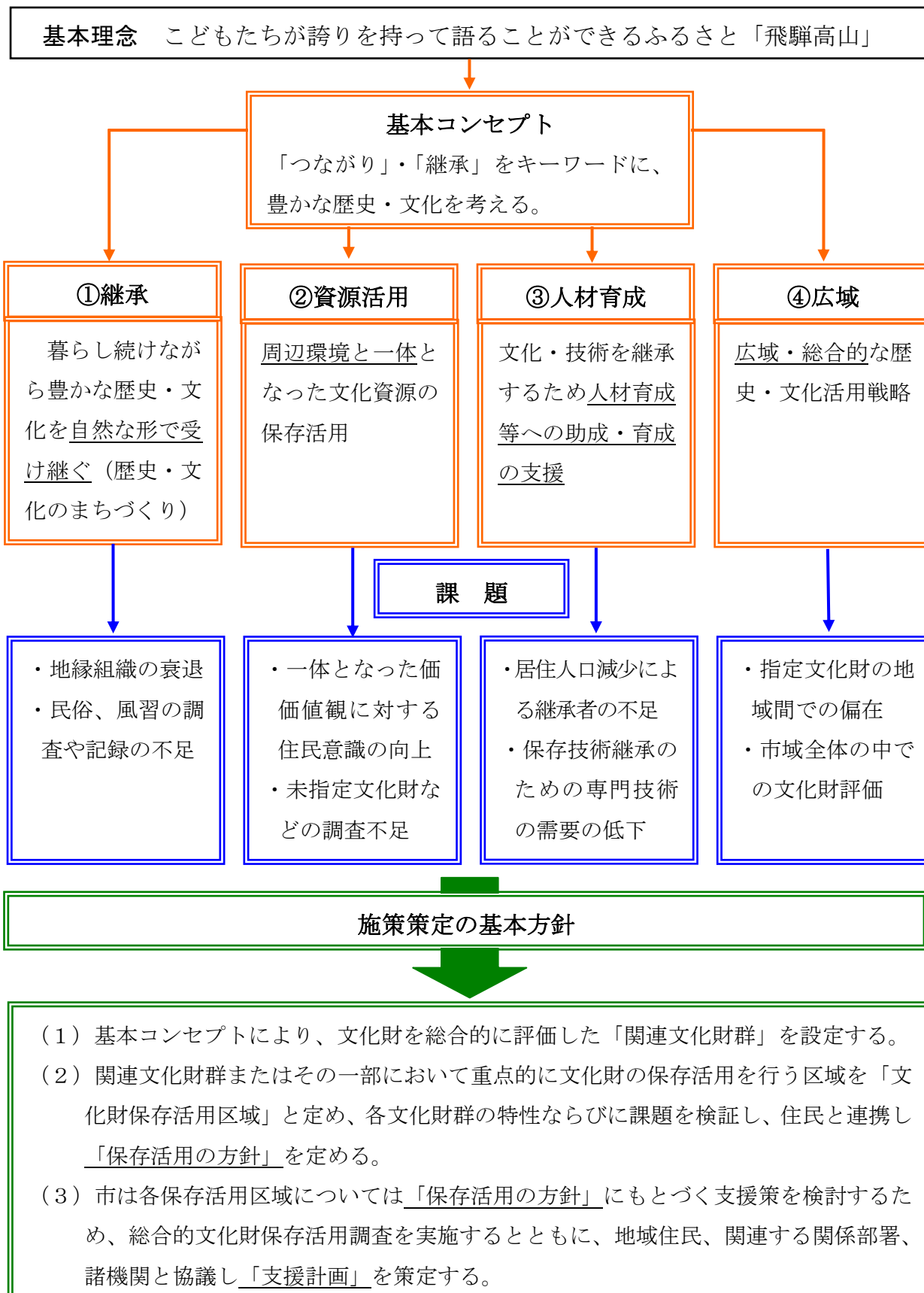
- ・飛騨地域全体の歴史・文化拠点：歴史・文化の総合的理解拠点（民俗展示施設・博物館）、サテライト（各地域民俗資料館）、実際に体感する各地域の歴史・文化財の体系を総合的に構築する（展示施設を用いたエコミュージアム）。
- ・まちなかの豊富な資源の連携による回遊性を高める。
- ・歴史・文化の魅力にもとづいた都市空間整備の実施を図る。

②市民の歴史まちづくりへの参加と、歴史・文化の周知理解への支援のために、市民の活動団体などの育成を図る

③コミュニティの歴史を活かした保存管理を実現する。特に、様々な役割が重層的に展開してきた城下町高山においては、屋台組、火消組、秋葉講、町内など保存管理のコミュニティそのものが歴史・文化であり、これを活かした歴史・文化の保存管理を図る。

④周辺自治体などとの連携により、円空、飛騨匠、周辺集落の文化交流、街道の交流など、飛騨地域にとどまらない歴史・文化の関連文化財群の価値を高める。

(5) 保存活用計画体系図



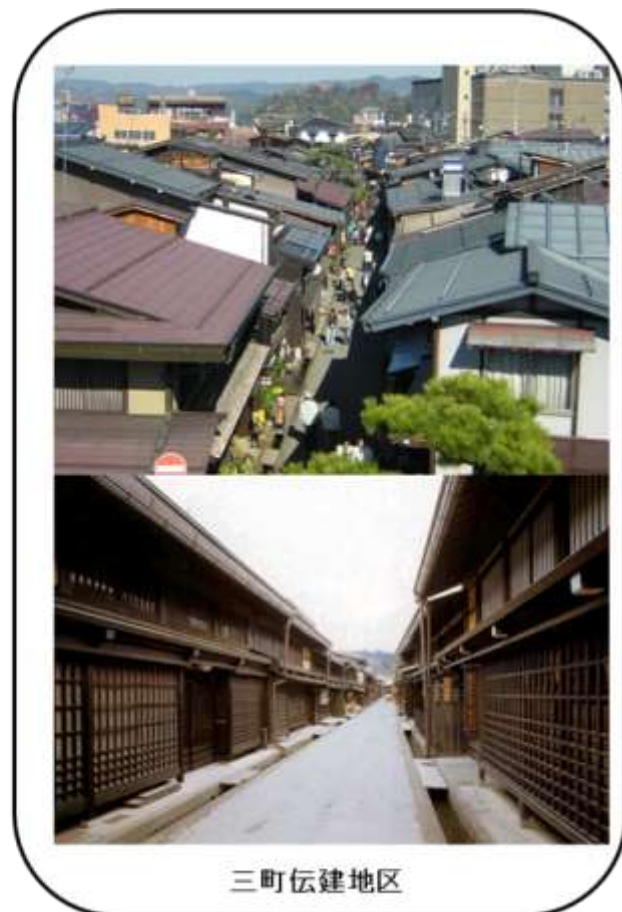
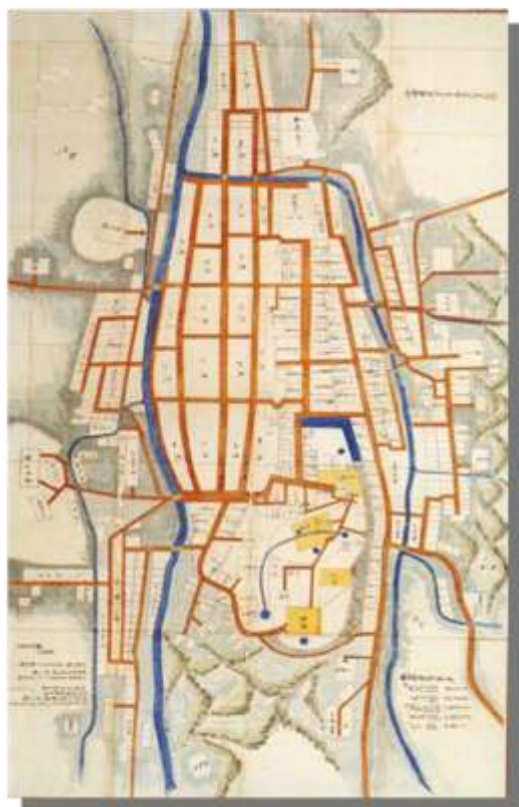
(6) 保存活用計画における段階的な取り組み

本構想の目的である「継承」への課題を達成する取り組みは、区域ごとにこれまでの取り組みのレベルが大きく異なっている。そのため、段階を分け保存活用区域ごとの進捗率に合わせた取り組みを行う。

段階	方針	行 動	該当保存活用区域
Step1	評価・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 文化財調査 記録保存 住民の意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 農山村集落（野麦、日和田、見座、小瀬、その他） 歴史街道（位山道、平湯街道、郡上白川街道、尾張街道） 近代化関連 城下町高山（鉄砲町、江名子川周辺、空町） 中世城館 飛騨国の形成
Step2	住民の取り組みへの助言	<ul style="list-style-type: none"> 景観重点区域指定 歴史的風致維持向上計画重点区域の検討 保存活用区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 農山村集落（北方法力、一色総則、長倉、滝町） 歴史街道（江戸街道、越中街道）
Step3	文化財保存活用への支援	<ul style="list-style-type: none"> 文化財指定 伝統文化支援 歴史的環境形成総合支援、居住促進事業等 	<ul style="list-style-type: none"> 城下町高山（下二之町大新町） 城下町高山（東山寺院群）
Step4	継承者育成への支援	<ul style="list-style-type: none"> 継承者育成システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> 城下町高山（三町）
Step5	継承		

3 保存活用区域

(1) 「城下町高山の町人文化と祭礼」 関連文化財群保存活用区域



①基本方針

これまでの伝統的建造物群保存地区での保存活用施策を、城下町エリア全域に拡大し、市街地全体の歴史的生活文化の保全継承に努めるとともに、住民による保存会の結成促進や市民活動団体の育成により、城下町全体の都市構造の保全を図る。また、まちなか居住促進などにより居住人口の拡大を図るなど、継承者の育成を図る。

②城下町の都市構造

特徴ある城下町高山を構成している城郭跡・町人地・空町（旧武家地）・東山寺院群・宮川や江名子川（旧城下町境界）などの「かいわい」の歴史と魅力を大切にしながら、保存活用を図る。

i 高山城跡・陣屋

- ・高山城跡一体の保存活用、遊歩道などの整備を図る。
- ・陣屋と陣屋前広場、からくり奉納時の広場、御旅所などの一体的保存活用を図る。



高山陣屋

ii 町人町

- ・伝統的建造物群保存地区内に関しては、保存計画にもとづいて保存活用を進めていくとともに、地区内における計画対象外のものについても、地区の歴史的環境や、周辺環境、隣地等に調和した保存活用に努める。
- ・伝統的建造物群保存地区外においても、これに準じて、地区の歴史的環境や周辺環境に調和した、地域の個性ある街並みの保存活用に努める。
- ・地区外における単体の歴史的建造物等に関しても、登録文化財制度の活用など、緩やかな保存活用制度も併せて利用しながら保存活用を推進していく。
- ・町人地の空間特性（街路幅員や各建築における間口の大きさなど）を意識した保存活用を検討する。



陣屋前の広場

iii 空町と照蓮寺

- ・空町における寺社と城郭を結ぶ軸線を大切にしながら、地区のプランニングを検討する。



火の見櫓（国登録）

iv 江名子川

- ・かつては自然の堀としても利用された江名子川の環境を保全し、川沿いでは、緑豊かな植栽を保存活用するとともに、歴史的資源や周辺の町並みも併せて、一体的な環境



江名子川

形成を図る。

v 東山寺院群

- ・各寺院における構成要素については、参道・石垣・山門・鐘楼・境内（及び境内の樹木）・庭園・本堂・背後の山地が一体となって価値を有しているが、寺院ごとに個別単体の資源が文化財として評価されており、同じ寺院内に指定



雲龍寺山門

- 文化財と未指定文化財が混在している。各寺院において残存している文化財は年代が異なる場合もあるため、相互の関係性を見据えた上で統一感を図るよう検討する。
- ・多くの文化財は寺院が所有管理しており、所有者と連携を図りながら、総合的に管理する手法を検討する。
- ・境内・庭園等に関しては、特に定期的な管理がされるよう働きかけていく。
- ・東山遊歩道は、設置者である市と各所有者同士が連携しながら、適切に管理していく。また、遊歩道を活用した東山寺院群における文化的価値の理解を深めるため、出版物等を用いた普及啓発を図る。
- ・「東山風致地区」は山林を含めて継続的に保護管理していく。
- ・文化財の活用公開に関しては、多くが宗教施設であることを尊重しつつ、適切な公開が行われるように所有者と連携を図る。
- ・東山寺院群全体への眺望、各寺院の境内から市街地に向けての眺望に注意し、眺望が維持されるように指導していく。
- ・かつては境内地でもあった寺院群から江名子川にかけての地域に関しても、バッファゾーンとして一体的な保存活用に努める。

vi 眺望景観とまちかど

- ・歴史的市街地の街路における眺望景観は、都市構造としても大変重要な場所である。これまで行われてきた「まちかど整備事業」も継承しながら、重要なまちかどの保存活用に努める。
- ・えび坂上のまちかど（交差点）の景観など、交差点景観特性に注目して、そこに面する建築物などの保存活用を検討する。
- ・上町と下町の接点でもある安川通りは、都市構造上も非常に重要な場所である。

この両者をつなぐことを意識した環境整備を図る。

③祭礼と都市空間

祭礼行事と祭礼に関わる用具、祭礼空間が一体となって維持継承されることが重要である。

- ・祭礼時に重要となる空間、特に、屋台曳き揃えの行われる通り（山王祭：さんまち通り、神明町通り等、八幡祭：安川通り、表参道等）、からくり奉納の行われる広場（山王祭：陣屋前広場等、八幡祭：桜山八幡宮境内等）、屋台の曳き回しが行われるルート上の町並み、御旅所等においては、屋台や祭礼が映える空間として環境整備するとともに、沿道においても祭礼に配慮した町並み形成を図る。
- ・屋台、屋台蔵とこれを管理する屋台組は、一体的に保存管理継承する必要がある。また、屋台の保存修理に関する技術・団体についても継承されるように努め、人材育成を図る。
- ・屋台蔵は貴重な文化財空間である。屋台蔵周辺の開発等、屋台蔵の風致を損なうことのないよう指導していく。特に、防火壁設置の際は、防火性能と景観の調和に努める。
- ・町家におけるミセ空間は、例えば当番飾りを行う空間として、祭礼とも密接に関連している。当番飾り行事と当番飾りを行う町家とミセ空間の保全を一体的に実現するよう取り組む。

④町人文化

- ・庇や出格子、ドジやミセ空間、ザシキ空間、小屋組みや吹抜け、中庭、土蔵など、高山の町家空間が持つ特徴的な意匠形態・



えび坂からの景観



三町を曳行する屋台



屋台蔵

空間・建築物等の継承を図り、建て替え時においても、これらの技術が継承されるような建築方法を検討する。

- ・伝統的建造物保存地区及び重要文化財以外の建築物等に関しても、登録文化財等の制度を活用して保存活用に努める。



祭行列と町並み

- ・建築年代が必ずしも古くない場合でも、空間や技術において歴史的価値の高い建築物に関しては、積極的な保存活用策を検討する。特に形態意匠に歴史的価値が表れているものに関しては、景観施策等との連携も検討する。
- ・市街地における住居空間の保存活用に関しては、暮らし続けながら保存活用が可能となるように、生活空間としての維持向上と安全に配慮しながら保存活用を検討する。(場合によっては、生活空間の改善についても検討する)。
- ・町家においては、その文化財・空間構造のみならず、その中で行われていた行事風習に関しても継承されるように配慮するとともに、どのような行事風習が行われていたかを記録保存を図る。
- ・めでた等の宴会の行事に関しては、普及啓発を図るとともに、できる限り伝承を記録化し、後世に伝わるよう努める。

⑤防火システム

城下町高山が積み重ねてきた防火の歴史を踏まえ、総合的な防火システムと生活文化を一体的に継承する。

- ・60か所以上ある秋葉神社の保存管理に努める。
- ・秋葉講の伝統行事についても積極的に継承を図るよう努める。
- ・自主防災組織の維持など防火技術・伝統行事の継承に努めるとともに、現代の防災活動としても有益な組織として位置付ける。
- ・防火の歴史と技術を示す道具等の体系的な保護に努めるとともに、公開に努める。
- ・火垣・卯立等の防火に関わる建築技術のような見える文化財の保護に努めるとともに、普及啓発を図る。

(2) 「歴史街道」関連文化財群

城下町からのびる5つの街道



白川街道



平湯街道



尾張街道
(位山道)



江戸街道



越中街道

①基本方針

歴史街道については、古代から現代にいたる地域間の交流と、その結果が文化の混交を創りだした接続ライン及び結節点であることを重視し、保存活用を図る。

②街道の調査・保存

- ・原道が残存している部分に関しては、これが失われないよう保存管理を実施し、必要に応じて史跡指定を行うなど保存管理を検討する。また、地域保存団体等によって、清掃、道路の維持、草刈り等を行うことで定期的な管理や石畳の整備など歩行空間の環境整備に取り組む。
- ・原道が付設替え等で残っていない、もしくは拡幅された線形を残す街道に関しても、街道の存在を伝える沿道の資源（灯籠・道標・庚申塚・地蔵・鍵の手空間）が残る場合は、これらの適切な管理に努める。

③街道沿いの農山村集落

- ・各農山村集落の多くは、街道の枝線沿いに位置している。街道整備などが農山

村集落の環境を損なうことのないよう努める。特に、街道沿いに連続する集落に関しては、集落配置、民家の意匠形態等の保存管理を支援する。

また、各集落の重要な街道については、遊歩道として位置付け、集落と街道の一体的な保存活用に努める。

④街道の起点（城下町）

城下町内の各街道の起点周辺においては、街道の雰囲気を残す町並みや歴史的資源が残されているため、こうした地域特性を活かした保存管理に努めていく。

i 大新町（越中街道）

流通と職人の町であることを伝える町家空間の保存継承に努める。伝統的建造物群保存地区部分の保存管理とともに、未指定部分についても連続的な町並みの空気が継承されるよう努める。また、万人講や子安地蔵などの街道を彩る歴史的資源も併せて保存活用を図る。

ii 愛宕町（平湯街道）

一部旧道の残る町では、歴史的な建築物自体は残存していないが、意匠などが継承された町家等が並ぶため、この町並みの継承に努める。

iii 吹屋町—江名子町（江戸街道）

川上別邸の保存活用に努め、町並みの雰囲気を継承する。

iv 川原町・上川原町（尾張街道）

御旅所・青龍台・松本家住宅・大国台などの指定文化財を中心として、面的な歴史資源の保存活用を図る。

⑤その他の街道等

上記街道以外の街道（高原道・千光寺道等）に関しても、同様に原道の保存及び維持管理に努めるとともに、街道関連文化財の保存管理に努める。また、街道に関連する文化財（寺社仏閣等を含める）の連携を図る。

(3) 「農山村集落」 関連文化財群保存活用区域

街道沿いの農山村集落



一色・総則地区(白川街道)



阿多野地区(江戸街道)



国府地区(越中街道)



長倉地区(平湯街道)

①基本方針

各周辺地域における農山村集落の文化財群に関しては、地域の保存団体等を中心として、集落ごとに総合的な保存管理を行うことを基本とし、類型や時代、関連文化財群をまたがる資源に関しても一体的に管理する。

各集落においては、集落文化の独自性や特性を把握しながら、これらの特性を活かした保存活用に努めるものとする。各集落については、必要・希望に応じて保存活用区域を個別に設定し、独自の保存活用計画を策定する。

②農山村文化財群全体の方針

- ・農山村集落における文化財資源、特に民家等の建築物に関しては、現状でも居住者等により利用されていることも多く、住み続け、使い続けられるように、文化財的価値を損なわずに利用に供する保存修理方策を検討する。また、地域の住まい方や地域の生活文化の継承が図れるよう支援を検討する。
- ・農山村集落においては、単体の文化財のみならず、建ち方(町並み)の連続性

や風通しの良さ、水環境や農業環境による連続性など、その全体の構成も重要になるため、個々の文化財の保存活用のみならず、集落の空間構成全体が保存活用されるよう努める。

特に、飛騨の農山村集落の特徴でもある、街道沿いに並ぶ空間構成や、斜面と一体となった空間構成などに配慮する。

- ・農山村集落における文化財は、農地や里山などの周辺環境と一体となってその文化的価値を有しているため、周辺環境も含めた保全環境整備に努める。
- ・各地域の生業等が明確な場合は、これを成立させる周辺環境も含めて一体的な保存管理に努めるとともに、技術・人材育成にも努める。
- ・民家等においては、希望があれば、農村民泊の仕組みなどを検討し、資源の魅力を活かした適切な公開・活用に努める。
- ・飛騨地域全体の農山村集落のつながりがわかるように、出版等を含めて普及啓発を図るとともに、各地域の個性ある集落文化の歴史・文化的価値が伝わるような出版等を支援する。
- ・農山村集落の関連文化財群の理解を深めるために、飛騨民俗村を飛騨の農山村文化を総合的に理解する拠点と位置付け、また、荘川の里を始め、各地域の民俗資料施設をサテライトとし、さらには各集落を実際の歴史・文化が広がるエリアと位置付け、文化財群の関連性を明確にしながら保存管理・普及啓発を行う。
- ・車田や七夕岩七夕行事をはじめとする各地域の祭礼芸能等を含めた無形の民俗文化に関しては、行事や生産技術が適切に継承されるように、恒常的な実施・支援に努める。また、継承する人材が不足する場合は、人材育成や人材補充支援、民具等の保存などへの支援に努める。

③個別の保存活用区域

i 一色惣則地区保存活用区域

- ・一色白山神社に関しては、本殿・拝殿・舞台及び社叢を総合的に保存管理する。また、この神社と周辺環境（農地及び奥に見える白山）との関係に留意して、これら全体が見渡せる地点からの眺望を維持し、地域全体の環境保全・管理に努める。また、拝殿・舞台等で行われていた祭礼芸能においても、有形・無形を一体とした文化の継承を検討する。
- ・荘川式合掌造りの伝統や、白川郷の合掌造りの影響、高山市街地の町家の影響を受けるなど、独自の地域文化を育んできた同地区における民家に関しては、荘川の里及び飛騨民俗村に現存する移築された民家（重文）との関係を意識し、現在も継承されている部分を重視した管理改修に心がける。特に、かつての民家の構造を残したまま改修されている民家に関しては、その構造を残して保存管理に努める。
- ・地域の団体と協力して、棚田の景観保持のための管理に努める。
- ・地域の団体と協力して、ササユリの育成などを実施し、里山と植生の保全に努める。また、墓印など、地域の自然と暮らしが一体となった民俗文化を大切にする意識を育てる。



白山を望む景観



一色白山神社拝殿



一色白山神社の祭礼



ii 北方法力地区保存活用区域

- ・北方法力地区においては、単体の文化財のみならず、水田—街路・水路—石垣・生垣—前庭—民家—里山という配置構成が文化財的価値を理解する上で重要であり、保存管理に関してはできる限り現位置で行うよう努める。
- ・歴史的建造物に限らず、里山の麓に沿うように立地している民家については、建築方向や配置構造を継承する。
- ・各民家建築には、特徴的な意匠が見られることから、これを保存修理するとともに、住民に対してその特徴や文化財的価値が分かるような資料や地図を作製するなど、その普及啓発に努める。
- ・水場など、環境と暮らしが一体となった資源の保存活用を調査検討する。



街道沿いの農家



水屋



熊野神社

iii 見座小瀬立岩地区保存活用区域

- ・神社や寺院がコミュニティの中心となっていることから、地域の祭礼についても継承できるよう努める。
- ・立岩の神楽台や屋台蔵といった、地域と城下町高山との交流を示す事例なども視野に入れて調査を行い、適切な修理、維持管理を実施する。



田園景観

iv 野麦地区保存活用区域

- ・西家住宅は、地域の民家の特徴を知るための貴重な資源であり、適切な保存管理のもとで公開を継続していくとともに、地域の特徴を表している点について、理解が深まるような普及・啓発を図る。また、民家敷地の環境整備も合わせて行う。
- ・周辺の民家に関しては、古い民家はあまり残存していないが、旅人宿・女工のお助け小屋として用いられていたとも言われている峠の街道に沿った町並みのたたずまいは残されており、こうした町並みや周辺環境の継承に努める。



立岩神社



立岩神社の神楽台



山村景観

v 日和田地区保存活用区域

- ・単体の文化財のみならず、木曾馬の育成を生業としてきた集落の歴史・文化を一体的に把握し、各文化財の総合的保存管理



西家住宅（市指定）



野麦街道沿いの地藏堂

を検討する。

- ・木曾馬を育成してきた歴史や技術、生活文化、道具などを総合的に調査し、適切な保存管理を行い、公開等普及啓発に努める。特に、原家宝来門のほか、地域に多数残存する馬頭観音などの保存活用も検討する。



原家住宅

- ・周辺文化との交流の痕跡の見える特徴的な民家形態に関しても、その歴史的価値を明確にしながら、できる限り保存活用（再生）を図る。

vi 長倉地区保存活用区域

上宝地域の長倉地区は、斜面に沿って広がる特徴的な風景を示す集落であり、急傾斜の険しい地形の中で、まとまりある独自のコミュニティを形成している。

- ・地域の特徴的な建築物の一つである板蔵に関しては、文化資源・景観資源として保存活用を図る。
- ・地域のコミュニティを支える神社仏閣を保存活用する。また、関連する祭礼行事についても合わせて保存活用を図る。



長倉集落

vii 滝町保存活用区域

千光寺へ向かう街道沿いに中世以降に発展した斜面に沿って広がる集落である。里山と棚田、民家等が一体となって独特の景観を創りあげ、木こりを始めとする多様な生業が時代によって育まれた。近年では、棚田保存会の設立や雫宮祭の実施など、棚田の保存に関する地域の取り組みが積極的に行われており、景観保存重点区域にも指



長倉集落（遠景）

定されている。

- ・環境・景観の重要な構成要素である棚田については、地域の団体と協力して積極的に保存活用を図る。また、地域が中心となった保存活動に対する支援を行う。
- ・木地師に伝わるしよがの踊りや、太左衛門窯（炭焼き小屋）、バッテリー小屋など、地域の生業と密接な有形・無形の文化財についても、保存継承を図る。



滝町棚田

④屋外展示施設等の活用

i 飛騨民俗村

- ・飛騨民俗村に関しては、農山村集落に関わる関連文化財が集積しており、適切な保存管理が求められる。個々の文化財のみならず、敷地内全体としての保護方針についても検討する必要がある。
- ・飛騨民俗村に関する資源に関しては、総合的かつ定期的に管理するとともに、必要があれば適切に修理する。また、施設内には数多くの文化資源が集積していることから、それらの資源が他のどのような関連文化財群と関わっているかを明確にし、関係性を示していく。
- ・飛騨民俗村の有形・無形の文化財は現在も活用されているが、引き続き積極的な活用・公開を進めていく。特に、総合的に飛騨の農山村集落の歴史・文化を伝える拠点施設として位置付け、農山村集落の文化をわかりやすく伝えるとともに、こうした歴史・文化が飛騨地域の各集落に存在していることを伝えられるよう努める。
- ・公開にあたっては、適宜モニタリングを行い、文化財としての価値を損なう損なうことのないようにする。
- ・飛騨民俗村における暮らしの再現に関しても重要な取り組みの一つと位置付け、



飛騨民俗村

継続的に実施する。その他、施設の積極的な活用による、民俗文化を伝える取り組みについて検討する。

- ・飛騨民俗村については、園内全域の防災計画を策定しており、適宜見直しを図り充実させていく。

ii 荘川の里

- ・基本的には、飛騨民俗村の保存活用の方針に準じるものとする。
- ・荘川の里の有形・無形の文化財は現在も活用されているが、引き続き積極的な活用・公開を進めていく。特に、総合的に荘川地域の農山村集落の歴史・文化を伝える拠点施設として位置付け、荘川の里のみならず、こうした歴史・文化が荘川地域の各集落に存在していることを伝えるよう努める。

(4)「飛騨国の形成」関連文化財群

①基本方針

古代に関する文化財については、国府、高山地域に多くの古墳や古代寺院跡などが残っているが、現在の生活との接点はあまり見られない。しかし、「飛騨の匠」の伝承は、技術的な継承はないものの、市民にとって良質な意識として明確に残っており、現代に継承されている。また、この時期に成立した飛騨国が現在も「飛騨地域」一体性の基礎になっている点を重視し、保存活用を図る。

- ・遺跡・古墳等は、保存を大前提として適切に管理するとともに、できる範囲で公開等に努めながら、文化財の価値及び理解を深めるよう普及啓発を図る。
- ・古代の国分寺・国分尼寺に関わる文化財群は、調査後、土中で現状保存されているものもあるため、行政・所有者等で連携しながら、適切な保存管理を行うとともに、これらの資源の価値が分かるような普及啓発（出版物・資料作成支援）に努める。特に、これら古代に関連する文化財のルーツや現代とのつながりについて意識した普及啓発を行う。
- ・国分寺等の神社仏閣においては、類型・年代をまたがる多くの文化財群が集積していることから、各文化財の価値を尊重しながらも、相互の関係性を見据えた上で、全体の調和を図る保全活用を図る。
- ・中世社寺など、数百年にわたる歴史を有する神社仏閣等に関しては、適切な修理を検討しながら、所有者等と連携して公開に努める。
- ・近世以降の歴史的街並みについても、中世以前の繁栄を受け継ぐものとして連続的にとらえ、一体的な歴史的環境の保存活用に努める。



飛騨国分寺の大イチョウ（国指定）



こう峠口古墳（県指定）

(5) 中世城館の関連文化財群

①基本方針

中世は、飛騨地域の歴史において豪族が群雄割拠した時代である。そのため、中世城館は各豪族の勢力範囲を示す文化財として位置付け、この調査・分析を進めることで中世における飛騨の文化の特性を検討する。

- ・現在残っている中世の山城は、多くが山林の中に所在し、史跡として指定されているもののほか、「周知の埋蔵文化財包蔵地」としての取り扱いがされている。史跡・埋蔵文化財としての保存管理を行う中で、所在している場所の環境が山林資源として位置付けられていることに留意し、植栽・樹木等の適切な維持管理に努め、豊かな自然環境が損なわれないように配慮する。
- ・近世の城館と比べて見た目のわかりやすさに欠けるため、各山城の主体となる場所に説明板を設置したり、出版物等を利用したりすることで普及啓発を図る。特に、飛騨の地方豪族により築かれた山城の特徴や、戦国時代以降の織田・豊臣政権による統一の中で発展した城館の特徴といった、時代背景による特徴を含めた城館の歴史的価値等についても普及啓発を図る。



松倉城跡



高山城跡

(6) 「山岳信仰」関連文化財群

①基本方針

白山信仰、乗鞍信仰などといった山岳信仰や、日常生活において山を敬い、その恵みに感謝する心は、地域の民俗文化に大きな役割を果たしている。その精神は現代においても学校行事等での登山などに残されている。山と共生してきた民俗性を調査・研究することで、自然を敬い大切にすることを育てる。

- ・播隆上人の笠ヶ岳再興など、山と関わってきた歴史や文化を調査するほか、自然との共生などといった環境教育への展開を研究する。
- ・地域に点在する円空仏と円空上人の足跡を通じて、丹生川・朝日・上宝・高山地域などが連携した文化財の周遊ルートなどを検討する。



円空仏

(7) 「飛騨の匠」関連文化財群保存活用区域

①基本方針

市域の92.5%を占め、飛騨地域の生活・文化の根源でもある山林の保全に努める。また、木材加工技術に関わる伝統工芸品及び産業技術の保存を積極的に図るため、伝統技術の継承、原材料の確保、人材確保や支援などの振興策に取り組む。

②飛騨の匠を育てた山林文化

- ・一位をはじめとする多くの天然記念物・保存樹木に関しては、定期的なモニタリングを行い、樹木の状況を把握し、適切な維持管理に努める。
- ・里山が荒廃している地域に関しては、場合によっては植林等も検討しながら、里山及び樹木の保全育成を図る。また、地域独自の里山保全活動を実施している地域、団体に関しては支援を行う。
- ・木地師を始めとする山林に関わる職人の技術継承を積極的に支援し、技術を文書化するなど伝承方法について検討する。また、伝統産業や技術に関わる工具・民具などに関しても、体系的な保存を検討する。

③飛騨の匠

- ・歴史的な木製工芸品等（有形文化財）に関しては、火災や虫害などから守ることが出来る安全な場所で適切に管理し、定期的なモニタリングにより状態を把握するとともに、各作品と飛騨の匠の技術との関係、あるいは製作者との関係がわかるような公開及び説明の方法を検討する。また、飛騨地域全域はもとより日本全国に広がる飛騨の匠の作品や人的ネットワークに関する調査を行うことにより、さらなる実態の把握に努める。
- ・飛騨の匠を源として発達した技術・無形文化財等に関しては、その技術が継承されるように積極的な支援や人材育成に努める。

(8) 「城下町高山近代化」関連文化財群保存活用区域

①基本方針

これまで高山市街地においては、近世城下町に関する文化財を中心に保存管理が進められてきたため、近代以降の特に洋風建築等は文化財指定が進んでおらず、登録有形文化財が2棟あるのみである。現代における高山の歴史・文化を考える上で、洋風建築を含めた西洋文化の導入と近代化のプロセスを知ることのできる、こうした建造物も貴重な地域の資産であることから、今後調査を進めていくとともに、歴史的価値を有するものに関しては、登録・指定を検討する。

②近代化の洋風建築と洋風の文化技術に関する文化財群

- ・現存する洋風建築に関しては、指定・未指定に関わらず、積極的に保全活用に努める。また、調査の行われていないものに関しては、今後調査を行いながらその文化財価値について検討する。特に、伝統工法を受け継ぐ大工などとの関連がある洋風・和洋折衷建築物等については、その関連性も含めて調査を行い保存活用に努める。
- ・洋風建築は、そのほとんどが民間の所有であり、今も使用されているものが多いため、現状の利用に配慮しながら保存活用を進める。空家となっている物件に関しては、所有者と連携しながら活用方策について検討する。また、当初は写真館・医院・店舗等の目的で建築されたものの、現在は居宅などといった異なる利用がされているものも多いため、建築当初の意図が読み取れるように配慮をし、多様な活用について検討する。
- ・煥章館（高山市図書館）等を始めとする、復元による新しい建築に関しては、歴史的資産としての指定はされないが、復元であることを明確にしながらも当時の景観を伝える重要な資源として位置付ける。また、建築物のみならず、敷地や周辺環境整備を通して、市民の憩いの場として位置付ける。

③産業の近代化と洋風技術の導入に関する文化財群

- ・近代化を伝える西洋技術や産業技術、機器、資料に関しては、指定文化財としてあまり保護されていない。今後調査を進めていくとともに、歴史的価値のあるものに関しては文化財指定も検討していく。
- ・可能なものに関しては、適切な保存管理に留意しつつ公開に努める。特に、使用されていた機器の所在地が明確であり、当時の建築物等が現存している場合は、原位置での公開を」検討する。

④都市化と市域拡大に関する文化財群

- ・都市化の進展の中で交通の骨格として位置付けられた幅員の広い街路（安川通り・国分寺通り・さんまち通り）などに関しては、現在でも都市の骨格となるような中心的街路である一方、歴史的風致との調和に大きな課題が残る。これらの通りにおいては、にぎわいのある通りの実現を尊重しながら、周辺の歴史的市街地との調和も重視して、周辺市街地と一体となった魅力ある通りの実現に努める。
- ・安川通りや国分寺通りに関しては、観光や生活の中心でありながら、東西の交通を担う幹線道路でもあるため、自動車交通と歩行者環境の関係について広域的な道路ネットワークを検討しつつ、適切な処置を図る。
- ・中心市街地活性化、歴史的風致維持向上計画、無電柱化事業等と一体となり、にぎわいと歴史・文化の調和した魅力ある通りの実現を図る。また、街路空間だけでなく、沿道の街並みも含めて、一体的に魅力ある通りの環境形成に努める。また、同通りは祭礼時にも重要な拠点となるため、祭礼時の景観にも配慮した通りとして位置付ける。
- ・商店街を形成している本町通りに関しては、昭和期の歴史的な建築物も散見されることから、こうした歴史的資源も活かしながら、にぎわいある通りとして位置付けていく。
- ・市街地全体の環境に寄与している周辺地域の緑地環境や自然環境を保全する。特に、東山風致地区、城山風致地区を中心として、その周辺の環境も含めて一体的な保全を図り、拡大してきた市街地の環境を良好に保つ。

本報告書は、文化庁の委託業務として、高山市
が実施した高山市文化財総合的把握モデル事業の
成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等には文
化庁の承認手続きが必要です。

作成者 高山市教育委員会
岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

調査協力 東京大学先端科学技術研究センター 西村研究室
東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻
都市デザイン研究室
神奈川大学日本常民文化研究所

発行日 平成22年3月